

平成17年第1回防府市議会定例会会議録(その5)

平成17年3月9日(水曜日)

議事日程

平成17年3月9日(水曜日)

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1番	今津誠一君	2番	伊藤央君
3番	松村学君	4番	山下和明君
5番	重川恭年君	6番	斉藤旭君
7番	藤本和久君	8番	弘中正俊君
9番	田中敏靖君	10番	木村一彦君
11番	山本久江君	12番	横田和雄君
13番	平田豊民君	14番	安藤二郎君
15番	藤野文彦君	16番	三原昭治君
17番	高砂朋子君	18番	行重延昭君
19番	原田洋介君	20番	河杉憲二君
21番	河村龍夫君	22番	大村崇治君
23番	佐鹿博敏君	24番	山根祐二君
25番	田中健次君	26番	馬野昭彦君
27番	中司実君	28番	山田如仙君
29番	深田慎治君	30番	久保玄爾君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木建築部長	金子正幸君	都市整備部長	岡本智君
都市整備部理事	谷本勝利君	健康福祉部長	和田康夫君
教育長	岡田利雄君	教育次長	松本孝夫君
水道事業管理者	吉田敏明君	水道局次長	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	大木孝好君

事務局職員出席者

議会事務局長 池田功君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。21番、河村議員、22番、大村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより一般質問を行います。14番、安藤議員。

〔14番 安藤 二郎君 登壇〕

14番（安藤 二郎君） おはようございます。みどりの会の安藤でございます。2点ほど質問をさせていただきます。

ちょうど今から100年前、1903年に人類は初めて空をライト兄弟によって飛びました。先日、阿蘇のすそ野でそのときの図面と全く同じ図面で飛行機をつくりまして飛ばしたんですが、残念ながら浮いた程度で飛ばなかったというテレビ放映をしておりました。

100年たって今、まさに航空機は目をみはるばかりの発展を見ております。

ペリーが浦賀にやってきたのが1853年、今から150年前。そしてエジソンが電灯を発明したのが1879年ですから、ペリーがやってきた30年後に電灯が発明されました。仮に、歴史のイフですが、エジソンが30年前に電灯を発明していたら、ペリーさんは浦賀にやってこなかったという歴史のイフがあります。それはなぜか。当時の明かりは鯨の脂で明かりをとっておりました。したがって、ペリーさんは日本に捕鯨の拠点を求めてやってきたと言われております。そういうことで、そして当時100年前、アメリカンネイティブであるインディアンが傷薬として使っておりました原油、これを精製して石油にしたのはロックフェラー、それも100年前の出来事であります。

こうして、100年前にアメリカに起こった産業革命、すなわち鉄鋼をカーネギー、石油をロックフェラー、電力をエジソン、これらによって現代の文明のもととなった飛行機、車、電気、石油、鉄鋼、これらが開発されてきて、それらの果実によって我々はこれまで一見、豊かな生活に甘んじてまいりました。

実際今、アメリカの片田舎に行きますと、ドライブスルーのバンキングシステムがあるといえますから驚きであります。唯一、今、過去漫画の中で実現してないものといえますと、鉄腕アトム、個人用ロケットぐらいじゃないでしょうか。

しかし、ここに来て現代文明にも明らかに陰りが見えてまいりました。ないものねだりのせいで自然は破壊され、人の世界も著しい環境破壊をもたらしてまいりました。こうした成長志向はもはや限界になりました。地球というタイタニック号も、館内放送で一生懸命冰山が見える、冰山が見えると言っているにもかかわらず、だれもエンジンをとめようとはいたしません。

先日、萩にオープンしました木造の博物館を見学いたしました。中身については、それほどのことはありませんでしたけれども、木の香りたっぴりな建物、そして庭との一体感。とても豊かな気分で見学を回りました。この周辺整備にも力を入れている様子がよくわかりました。

そして、何よりもこの町を散策して最も感じたことは、歴史というテーマを見据えた観光都市というまちづくりへの明確で一貫したコンセプトが、まちの全体から感じられたことでした。散策しただけで感じ取れるまちづくり。これこそが、まちづくりの究極であり、どこのまちも求めていることであろうと思います。

さて、それでは防府というまちはどんなコンセプトに向かっていこうとしているのでしょうか。成長志向の争いに敗れた合併から離れて、散策しただけで感じ取れるまちづくりのコンセプトを目指すための絶好の機会がやってまいりました。いつまでも経済優先のな

いものねだりではなくて、あるものを再発見して、これからまちづくりが始まるのではないのでしょうか。そのため、まず自分たちの身近にある繁栄の中で見過ごされてきた資源を見つめ直し、その資源を活用することを考えてみようではありませんか。

東京ではなくて、防府という地域にしかない豊かさが実感できるまちづくり、身の丈に合ったまちづくりを求めて、資源の再発見をする中から、散策しただけで感じ取れるまちづくりのコンセプトは生まれてくるかもしれません。

防府を全国に発信するには絶好の機会と訴えてきた国民文化祭も、お茶会を開くそうで、文字どおりお茶を濁して終わりと、全く期待できそうもありません。当地に広がる多くの資源、土地、水、海といったものの中から、今回は土地及び食材を通しての地産地消について考えることにいたしました。

まず、そこで第1点、土地の活用についてということであります。

市街地における土地活用の基本についてお尋ねをいたします。公共団体が保有する土地の場合、ほとんどまちづくりのための用地取得ということになるかと思われれます。それは、通常、まちのランドデザインが決められて、その方向に向けて活用するために取得するというのが基本となるでしょう。しかし、残念ながら当市ではそうしたまちのランドデザインが全く見えないため、どのように土地利用していくのかさっぱり見当がつきません。ですから、区画整理された後の土地利用はどうするのかといったこともなく、街なかに一軒家が新しくあったりしております。実際、今解体しているA街区とて、どのような形のまちにしたいのでしょうか。まちのランドデザインなきところに活用の方策もないでしょう。

さて、こうした中、市街地に一般的に放置されていると思われる土地について、今後どのような考え方で活用されようとしておられるのか。最初に、その基本的方針についてお尋ねをいたします。

第2点、市街地の主要土地の取得経緯及び今後の活用について。

旧国鉄事業団から購入した駅北に位置する都市再開発用地、緑地用地として購入した中央町緑地用地、駅南広場用地で取得した防府駅みなとぐち広場用地、旧国鉄事業団から購入した、現在アスパラート駐車場として使用されている再開発用地の4点の土地について、その面積、取得経緯、現在の所有者等、また今後どのように活用していくのかについて、御説明をいただきたいと思います。

第3点、花木センターについて。資産価値の極めて高いと推測されている花木センターの土地についてお伺いをいたします。

このことについては、平成13年9月、一般質問をいたしました。そのとき、市長さん

は防府市に県営植物園の設置について3年間要望している、市としてはそのことが実現するよう引き続き要望し、その上で花木センターのことについては検討していくという趣旨の回答をいただきました。

私はそのとき、3年ぐらいはまだまだで、鉄道高架も10年かかったんだから、10年ぐらいは頑張ってもらいたいと激励しておきましたが、その後どのような経過をたどっているのでしょうか。また、今後この土地についてどのような活用方法を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、学校給食における地産地消の取り組みについてお尋ねをいたします。

現在、学校給食は、食育と言われているように、食の指導、健康教育、あるいは総合教育の一環という点で、大きく期待されるようになってまいりました。また、そこで使用される食材は、できるだけ子どもたちの身近なところで生産されるものが望ましいとされており、それは、教育的配慮からも、また地域振興や保護者の安全意識の高まりからも、そうした食材利用が求められております。

以前にも、一般質問の中で取り上げましたけれども、身土不二という言葉があります。人の体と風土、環境、生産の基盤は分けることができない。この地域では、この地域で育てられた産物が最も適応するということです。このようなことから、学校給食における地産地消は極めて重要な意味を持ちます。

多くの自治体や学校栄養士は、学校における地産地消の実現には強い意欲を示してはいますけれども、果たして現状どの程度の地場産自給率があるのでしょうか。また、地場産の農産物や加工品をどのような流通形態で日常的にまとまった量を供給しているのでしょうか。給食の主体である児童、保護者の意向を実現しやすい食材の提供、現状では実現が難しかった地元農家の給食事業への参入等、解決しておかなくてはならない問題は多岐にわたっております。

中学校給食を本格的に取り組もうとしているこの時期、防府市として学校給食における地産地消、すなわち地場産給食に対してどのように取り組もうとされるのか、基本的なことについてお尋ねをいたします。

最初に、基本的な取り組みについてです。中学校給食を含め、学校給食の食材について、防府市として積極的に地場産給食に取り組むつもりがあるのかどうか、基本的な姿勢についてお尋ねをいたします。

第2点、対象としている食材及び地域についてということで、どのような食材を対象としているのか。そして、それらの食材は市内の産業において、どの程度の市場規模があるとお考えでしょうか。

また、地産というのは、山口県近隣市町どのあたりまでの地域を想定しているのか。それによって、市場規模も変わっていくのでしょうか。どのような試算をされているのか、お尋ねをいたします。

3番目、仕入れの方法について。いわゆる流通システムの確立によって、給食食材のトレーサビリティが確保されなくてはなりません。また、新たな生産者の育成と、地域振興にとっても意義ある取り組みであるが、どのような流通システムを考えておられるのであろうか、お尋ねをいたします。

最後に、地場産給食を実現するための仕組みについて。今後この目的達成のためにどのような仕組みを考えておられるのかお尋ねをいたします。地場産給食に本格的に取り組むとすれば、既に全国ではその手法について検討されておりますけれども、防府市ではどのような手順で進めようとしておられるのかお尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 14番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、土地の活用についての御質問にお答えいたします。

まず、市街地における土地活用の基本について及び市街地の主要土地の取得経緯及び今後の活用についての御質問に、あわせてお答えいたします。

防府駅を中心とした中心市街地の活性化につきましては、高次都市機能の集積と、魅力あるまちづくりを目指し、民有地、公有地を含めた総合的な防府市30年の大計として計画実施してきたものです。

その結果、平成7年度には14年間の歳月をかけた防府駅付近連続立体交差事業が、翌平成8年には15年の歳月をかけた防府駅南土地区画整理事業が完了し、市街地の南北一体化や駅の南側玄関口が整備され、現在、駅南地区には新たな市街地が形成されつつあるところです。また、駅北においても、平成5年度から防府駅北土地区画整理事業を開始するとともに、市街地再開発事業などを実施し、中心市街地の活性化を図っているところでございます。

この中の公有地については、昭和40年代から駅周辺の整備のため、駅前広場用地などを取得し、そのほか防府駅付近連続立体交差事業に伴い広大な土地を取得しています。これらの土地の多くは、南北の駅前広場用地、アスピラート用地、噴水広場用地、市街地再開発事業用地、あるいは南北の区画整理事業における道路等の公共用地として有効に活用してきました。こうした中で、駅周辺にはまだ幾つかの公有地が残っています。

そこで、御質問の市街地の主要土地の取得の経緯及び今後の活用方針でございますが、

まず八王子一丁目の都市再開発用地、これは通称国鉄官舎跡地と呼んでおりますが、これは面積が4,215.38平米、昭和55年に商業開発用予定地として、当時の国鉄から市が交換及び買収し、防府市土地開発公社が取得したもので、平成12年に土地開発基金により市が再取得したものです。現在は、駐車場として貸し付けるなど一時的に活用しているところですが、昨今の経済社会情勢により、当初の取得目的であった商業施設の誘導が困難となっておりますので、今後改めてまちづくりに役立てることのできる方策を研究したいと考えています。

次に、中央町緑地用地ですが、面積は2,984.55平米で、昭和47年に防府市土地開発公社が宝酒造株式会社から緑地用地として購入いたしました。その後、昭和57年から実施した防府駅南土地区画整理事業の換地により、それまでの不整形地から従前地の現在地に整形な用地として保有しているものでございます。この用地は、昭和55年から市営駐車場として活用していますが、防府駅南土地区画整理事業により、旧図書館跡地に中央町公園が整備されたため、緑地として整備する必要がなくなりましたので、引き続き市営駐車場用地として活用しているところでございます。

次に、防府駅みなとぐちのサティ前にあります防府駅みなとぐち広場用地は、面積が4,263.76平米で、昭和43年から55年の間に防府駅前広場南口用地として、防府市土地開発公社が購入した土地です。その後、駅南土地区画整理事業により、駅前広場用地が確保できることとなったため、当初の購入目的である駅前広場用地として利用する必要がなくなり、現在地に換地されたものでございます。

現在は、その一部を再開発ビルに建設されるマンションのモデルルーム用地として貸し付けるなどにより活用していますが、地区計画で業務ゾーンと位置づけていることから、今後これに沿った民間施設の誘導を目指したいと考えております。

最後に、八王子一丁目の市街地再開発用地、西区でございますが、この土地は平成7年に国鉄清算事業団から防府市土地開発公社が約2万4,000平米を取得し、防府駅てんじんぐち広場用地、再開発事業用地、土地区画整理減価補償対応用地など、計画、目的別に分割した土地の一部でございます。現在C街区に3,821平米が残存しており、ホテル誘導用地と位置づけているところでございます。現在は、臨時的にアスピラートの来客用駐車場として利用していますが、ホテル用地として位置づけていますので、これに沿って誘導したいと考えております。

市の保有する遊休地などについては、その処分、活用を行政改革の取り組み項目としておりまして、公共用地として利用計画のないものについては、基本的には売却する方針です。

御質問の土地については、いずれも駅周辺という優位性とまちづくりに寄与できるという特性を兼ね備えていることから、中心市街地活性化の目的に沿えるような形で、周辺施設等との相乗効果が期待できる民間施設の誘導を目指したいと考えております。

次に、花木センターについての御質問にお答えいたします。

花木センターは約2ヘクタールの敷地を有しており、その活用につきましては平成13年9月議会で御答弁申し上げておりますが、これまで公共施設、学校、地域緑化等の推進を図るため、緑化木の生産や育成、また花いっぱい運動の一環としてサルビア、パンジー等の花の苗を育苗して、市内の花壇登録団体に配布しております。今後も、同様に当センターの保有木並びに育苗した花の苗を広く活用していただくために、さらなる啓発を行い、公共緑化及び地域緑化の推進を図ってまいりたいと考えております。

しかしながら、花木センターのあり方については、行政改革推進会議の第3次行政改革後期計画において、前期に引き続き検討するよう掲げられておりますので、今後、保有木の需要等を勘案して、花木センターの将来の方向性について検討してまいりたいと考えております。

また、県営植物園の要望についてでございますが、この植物園は本市が平成11年に策定した防府市緑の基本計画の位置づけを踏まえ、大平山の山麓に花と緑の園として、市民はもとより広く県民の皆さんにも利用していただくため、県営規模での植物園の設置を要望しており、今後も引き続き県当局に対し要望してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 大変御丁寧な回答をいただきましてありがとうございます。

ただ、相も変わらずといいますか姿が全く見えてこないという感じがいたしますので、引き続き再質問をさせていただきます。

最初に、今申し上げましたまちの中にあります土地については、現在土地開発公社、土地開発基金がそれぞれ所有していると思っておりますけれども、これにつきましては取得時からこれまでの間、恐らく金利が上乘せされているというふうに思いますけれども、それぞれについて当初価格と現在の価格はどのように推移しておるのか、それぞれの土地についてお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） それでは、順を追って御説明させていただきたいと思いません。

まず、土地再開発用地でございますけれど、これにつきましては通称官舎跡地でございますけれども、取得価格が4億5,200万円余りでございます。現在簿価でございますけれども、12億3,200万円余りという状況になっております。これ、平成12年ですね。基金で買い戻しをいたしております。そういうことでございますので、金利につきましては、平成12年以降につきましてはこれがついておらんという状況を御理解賜りたいと思います。

次に、中央町の緑地用地、今駐車場として利用しております用地でございますけれども、これにつきましては、取得価格が6,000万円余りでございます。現在の帳簿価格でございますが、4億3,000万円余りという状況でございます。これにつきましては、土地開発公社で今抱えておりますけれど、特別会計へ駐車場として貸し出しておりますので、その使用料、これを簿価圧縮に振り向けておるという状況でございます。

それから、次に駅南口の広場用地、サティの前の角の用地でございますけれど、これも土地開発公社で抱えておる土地でございますして、取得価格が1億2,500万円余りということでございますが、現在6億8,400万円というふうな帳簿価格でございます。

最後に、再開発用地の西区で通称ホテル用地という土地がございますけれど、これにつきましても土地開発公社で抱えております土地でございますして、当初の取得価格が8億9,300万円余りでございます。これにつきましては、利息、それからいわゆる交付税措置がございますものの中から帳簿価格の圧縮をかけておりますので、これにつきましては、逆に現在簿価につきましては5億7,100万円余りというふうに減額をしておるとい状況でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） はい、どうも大変ありがとうございました。

次に、これらの土地の活用については、市長さんの方から活性化に即したような民間の施設を維持するというお話がちょっと出ましたけれども、この活用方法については具体的なまだ案が出ておらないようですけれども、今後どのように検討していくのかという考え方ですが、例えば庁内全般からとか、それからまた広く一般市民の方から知恵をかりて、プロポーザルしていただくというふうな手法を考えておられないかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

また、これらの検討期間として、どのぐらいの期間を今後想定しておられるのか、おわかりになる範囲でお尋ねをいたします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 有効利用でございますが、これも後期の行政改革の項目に挙げております。4カ所については、それぞれその用途、方向性を市長からお答えさせていただいたところですが、今決まっていなところについては、いわゆる通称国鉄官舎跡地、あるいはサティの前の南口の広場用地等々については、昨年も部内の提案等も受けたところでございますが、これといった決め手まではいっておりません。

今後、いわゆる行革の中でその遊休地の有効利用について、17年度から始まります後期計画できちんと検討していきたいと思っております。

なお、これまで30年来駅を中心とした土地の利用を図ってきましたけれども、最初は鉄道高架、あるいは駅南土地区画整理事業、今は駅北に行っておりますが、これまで私の方で主に検討してきましたのは、いわゆる駅北の区画整理事業、再開発事業について集中的にその使い道等に精力を注いできたというような状況もございまして、ほかの土地については若干検討がおくれているという状況でございます。検討期間は、場所にもよると思うんですが、今申し上げましたように駅南の緑地用地については、駐車場という方向性ですので、そこはそのまま。それから、南側の広場用地については、やはり業務ゾーンということですので、その業務ゾーンに沿った相手方が見つかるか見つからないかというようなことになると存じます。それから、ホテル用地等々についても、やはり相手方等々が必要となってきます。それから、官舎跡地については今方向性が決まっておりませんので、17年度中ぐらいにはその一定の方向性を、まちづくりに寄与できる方向性をお示してみたいというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 極めて受動的と申しますか、みずから何年までには何とかけりをつけるよという確固たる信念がない御返答で非常に残念でございまして、やはりきちんとした考え方で何とかしようという意欲をもっと見せてほしいなというふうに思います。

そして、もう一つは庁内では活用について提案をいろいろいただいているというお話を聞きましたけれども、今申し上げたとおり、広く一般市民の意見を聞くということも大事なことではないかというふうに思いますので、その辺は要望をいたしておきます。

次に、防府駅のA街区のことについてちょっとお尋ねしますけれども、A街区に防府駅てんじんぐち地区には地区計画というのがありまして、地区計画に次のようなことが書いてあります。

地区計画の目標として、「適正かつ合理的な土地利用を図るとともに、防府市北部の玄関口にふさわしい活力ある地域の拠点として、良好な都市景観の形成や保持を目標とする」としてありまして、これを見ますと、今解体中のA街区というのは、玄関口にふさわ

しい活力のある地域の拠点として良好な都市景観の形成のためにどのような形になるのか。せめてCGぐらいで示していただきたいんですが、どのような計画をお持ちかお尋ねをいたします。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部理事。

都市整備部理事（谷本 勝利君） お答えいたします。

ただいま事業展開をいたしておりますA街区につきましては、A街区の一部、これは今再開発事業で駐車場を計画しております。実際に仮換地が終了しまして基盤整備をしますと、民有地が約5,300平米になるかと思えます。この中に、従前は約12人の地権者がおられたわけでございますけれども、その中の7人が再開発事業の方へ参画されます。

したがって、残り5名でこの地区計画に沿いまして商業、あるいは業務地域として高度利用ができるように、また地元の地権者の方々にも一刻も早く自分たちの業務につきまして、推進されるようお願いをいたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） それでは、花木センターについてお尋ねをいたします。

非常に資産価値が高いと思われますので、今既に花木センターはその用途を、ほとんど機能を果たしていないと我々は考えております。したがって、仮にあそこを住宅地にしますとどの程度の資産価値になるのか。御試算をひとつよろしくお願いします。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 時間がもったいないので、後ほどよろしくお願いいいたします。

それで、同じようにやはず園の跡地をどうされるのかというのも、ひとつ宿題としておきますので、よろしくお願いをいたします。

では、この項を終わります（「御質問は面積ですよね」と呼ぶ者あり）面積なんかはわかっていますよ。じゃなくて……。

議長（久保 玄爾君） 市長、ちょっと不規則発言しないでください。

14番（安藤 二郎君） では、地場産の方に移らせていただきます。

議長（久保 玄爾君） それでは、地産地消の取り組みについて、教育次長より答弁をお願いします。

教育次長（松本 孝夫君） すみません。連日、こういう声で大変申しわけありません。地産地消の取り組みについてお答えいたします。

地元でつくった生産者の顔が見える食材の使用は、ふるさとへの愛着、地域農業への貢献、働くことのとうとさ、つくる人への感謝、また食の安全性を確保する観点から重要な

ことだと認識いたしており、できる限り地産地消に取り組んでまいりたいと思います。

2点目の対象とする食材及び地域につきましては、できるだけ多くの種類の食材を市内産で調達するように考えておりますが、限られた給食費の中での給食を実施いたしますので、安全性はもとより適正な価格で安定的に供給されることが最も重要と考えており、作付の状況、作柄、市場価格の動向を参考にしながら、適宜対象となる食材について検討してまいります。

また、対象地域につきましては、なるべく市内産のものを使用したいと考えておりますが、野菜、果実、魚介類は収穫時期や量が限られる場合がございますので、県内や他県の新鮮な食材を使用する必要もあると考えております。

ちなみに、小学校給食に使用する食材は、各学校において発注しており、できる限り市内産を調達するようにしております。ちなみに平成15年度は、給食で使用した食材のうち、市内産の割合は野菜24%、果実0.4%、魚介類0.5%、肉類が1.4%、穀類が4%となっております。なお、米につきましては100%市内産のものを使用させていただいております。

中学校での主な食材の消費量ですが、予想では野菜97トン、果実24トン、魚介類10トン、肉類24トン、米43トンが予想され、食材にかかる経費は年間約1億8,000万円を見込んでおります。

3点目の仕入れの方法についてでございますが、トレーサビリティは生産者の顔や生産履歴が明確となり、安全で安心できる食材を調達するという観点から重要であると考えております。平成16年9月から本市の青果市場では既に導入されており、生産者名をはじめ、作付面積、農薬の使用状況、収穫日時等を記入することとなっております。

なお、牛肉につきましては、平成15年12月から全国的に実施されております。しかし、現段階ではすべての食材についてトレーサビリティは困難であります。できる限りトレーサビリティを確保し、安全な食材の購入に努めてまいりたいと思います。

具体的な仕入れの方法につきましては、これから学校栄養士が作成する献立に基づき、使用する食材について入札等、適切な方法により実施してまいりたいと考えております。

4点目の地産地消を実現するための仕組みにつきましては、品目や数量の確保、価格など解決すべき問題も多々ありますが、例えば給食食材納入者登録制度のようなものを設けて、市内の小売店、JAなど、多くの方々に登録いただき、地元の食材を使った、例えば地場産給食の日とか、あるいはふるさと元気給食の日のようなものを設定することも一例かと考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会だけでは解決できない課題もありますので、関係

各課やJA等関係機関との連携のもとに、今後しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 最初に、中学校給食で地場産での消費規模で約1億8,000万円と言われましたけれども、そうすると小学校を加えるとどのくらいになりますか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 小学校、今、給食費が245円でございます。小学校の給食費が245円でございます。生徒、数いって、約年間190日としますと、4億2,000万近くなります、小学校だけで。

ですから、合わせますと約6億近い金が給食に必要な経費ということになります。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 今の数字はちょっと給食費をすべて加えるというわけにいかないでしょうから、ちょっと違うかもしれませんが、大体規模としては4億円か5億円ぐらいの規模の、給食だけでそれだけ規模の市場になるわけです。

これに対して、これはまさに防府市にとってビジネスチャンスと言わざるを得ません。各地で、例えば長崎では三菱重工が既に農業特区を活用して、給食のために生産者の育成をやっております。また、福岡県の夜須町においても新しく給食のためにその生産者の組織をつくっております。そういう意味で、広く市内の方々に呼びかけて、これだけの市場規模があるんですよということ呼びかけて、皆さんで新しく農業、あるいはそういったもののいわゆる産業振興という立場から、積極的な取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それから次に、今いろいろな関係機関と今後の取り組みについてはいろいろ検討していくと言われておりますけれども、実は既に地場産給食に対する手順書というのがもうでき上がっておりまして、例えばここにありますのは長崎大学、長崎大学というのはおもしろいところで、ちょっと余談ですが先日もフグ肝特区という、無毒の肝を提供するという特区を佐賀県が提案しておりますけれども、これも長崎大学が提案したものです。

この長崎大学の中に、NPO法人で地域環境研究所というのがありまして、そこで既に地場産給食に至る道という、その手順書ができ上がっております。その手順書を見ますと、まずやらなくてはならないことは、まず協議会をつくりなさい。その次に、給食の基礎的な調査、すなわち自給率、あるいは食材調査、そういうものをやりなさいということがあ

ります。

そして次に大事なことは、保護者へのアンケートをやりなさい。これだけ地元の食材を使うと何円ぐらい高くなるけれども、皆さんはそれを許しますか、そういったふうなアンケートをとりなさい。必ず保護者はぜひそうしてくれと言うに違いないというふうなことを調査しますと。それからまた、いわゆる供給は、どの程度の供給がこの防府市内でできるのかという基礎調査をきなさいということがあります。

そして最後に、いわゆる先ほど申しましたトレーサビリティ確保のための流通機構、これをどういうふうな機構を使ってやるのか、地元から直接納めるのか、あるいは青果市場をどうするのか、農協との関係はどうするのか、そういった調査をきなさいというふうな、こういう手順書がもうでき上がっております。

もし、このNPO法人にお願いをすれば、せいぜい300万円から500万円ですべての調査を済ましてあげますというふうに言うておられる。もちろん、防府市の職員は優秀でございますので、そういう調査はすべてできると信じておりますけれども、私はこういうものはこういった外部へ委託した方がより効率的ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 御意見ありがとうございます。

今、我々も一番気になるのが、やはり市営の青果市場がございますので、青果市場を通していかに購入するかということを考えておりますが、そのときに果たして供給量が今の生産者ベースで間に合うのかどうかと、この辺なかなか数値がつかめないところがございます。

ですから、当然今おっしゃいましたように、我々だけではできない問題がありますので、その辺、農政、青果市場、JAさん等入っていただきながら、当面協議会は立ち上げなければならぬと。

ただ、今その辺の流通の流れが、果たして今の青果市場で取り扱っているものが今のままで供給していただけるかどうか、ここが今一番不安であり、今から調査しなければならぬと。あくまで、これは地場産を使用するという視点の中で、一番今考えなければいけないのかなということを思っております。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 今まさに次長さんが言われた、不安になっているところを調査していただける機関がこういう機関なわけですが、そういうものに委託する気はございませんかという質問をしているんです。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 現在予算化もされておられませんし、できるだけ自前でやってみないと、このように思っております。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 既に時は切迫しておりますして、来年から既に給食が始まるとういうときに、まだそれらの調査も済んでいない。今から庁内で研究いたしますでは既に遅いんですよ。

ですから、ぜひ今この意を踏まえていただいて、早急に協議会を立ち上げていただいて、それらの調査に至急取り組んでいただきたいという要望をいたしまして終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で14番、安藤議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は18番、行重議員。

〔18番 行重 延昭君 登壇〕

18番（行重 延昭君） 通告をしております内容により質問をさせていただきます。執行部におきましては、どうぞひとつよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

国の三位一体改革の影響が相当懸念されるさなかでありました。新年度の実質財政規模も、収入面の内容において大きな落ち込みがなかったということを見させていただき、なおかつ市税収入もわずかながらであります、増額となっているということに若干の安心感を持ったものであります。

とはいえ、経済の現状、先行きの不安定の中、さらなる行財政の改革の必要な今ではありますが、市民への行政サービスを置き去りにすることはできません。この席での議員の一般質問のたびに、執行部におかれましては頭の痛くなることばかりであろうと思いつながらではありますが、市民の要望を置き去りにしての行政執行はあり得ず、これにお答えいただきたく、よろしくお願ひ申し上げる次第であります。

市行政は、市民、住民サイドに立った行政運営に心がけて、快適な環境の整備と安心して毎日の生活が送れる土壌づくりがいつも求められており、市長さんも日ごろから市民が主役の行政をとらえておられるところであり、執行部におかれましては市民の目線に立つての行政、開かれた行政を日々念頭に置かれ、一方では行財政改革の強力な推進が求められている昨今の状況の中での健全な市財政に向けての運営に努力されておることに対しまして、敬意を表するところであります。

このようなとき、市民からのさまざまな要望も山積の状態であり、これにもこたえてい

かねばならず、これはまた必ず歳出を伴うことでもあります。このような厳しい環境を承知し、理解しているものではありませんが、このたびは市民からの要望書、陳情書の扱いについてお伺いをしたいと思います。

このことにつきましては、13年12月と昨年9月に、なおまたおとといの予算審議の中でも関係した質問が同僚議員からも出されており、重複することがあるかと思いますが、御勘弁いただきたいというふうに思います。

要望とは求め望むこと、強く求めることとあり、陳情とは実情を述べて公的機関に善処を要請することと解釈されています。行政は、常にこの2つの言葉でもっての対応が肝心かと思われ、このことへの対応が市政に対する市民の信頼を高める要因に尽きると思います。

市民からの要望、陳情にこたえることは、行政の目の届かない案件を市民が日々の生活の中から、また地域社会の経済活動の中から生活向上へ向けて市民の密着した身近な諸問題、困窮案件の対策、支援を、また提言、意見を行政へ反映すべきことへの開かれた行政執行のための1つの有効な方策であることは言うまでもありません。これは、市民からはいわゆる陳情書、要望書として届けられておりますが、これの扱いについて基本的にどのように処理されているのかをお伺いいたします。

この陳情書、要望書の受け付けから受理、これに対する扱い処理、これの予算化等、対応の判断について一連の流れに関しての方策の取り決め、要領とかが定められているのかお伺いをいたします。

陳情、要望、苦情のようなものもありませんが、これについての採択、事業執行について、全部が全部すべて取り上げ対応できるものでは当然ありませんが、これの採択基準、判断はどのような形で協議されているのでしょうか。要望の内容、規模等により協議、判断等の基準とかがあればお示しをいただきたいと思います。

提出された案件にもよりますが、担当部署で保管されているまま、また関連各部署との調整で提出者は結果、方針が知りたくてあっちに行ったりこっちに行ったりということはないでしょうか。受付窓口を一本化し、庁内協議を経て担当部署へ回付する、こうすることが要望書類の扱いに関して市民への理解が得られ、信頼される行政の結果につながると思います。いかがでありませうか。統一された取り扱い、流れの中でしっかり対応をお願いするものであります。

この席での要望事項、案件等については、この場で執行部の考えなり対応、方針が示されますし、先般来、各地域で市長さんを囲み行われた市政懇談会等での各地区から出された要望事項では、案件に対しての市の考えなり、方針、対策が示されたようではありますが、

こういうことにより市民は一応の納得が得られ、安心もされたようにも聞いております。

しかし、日々の業務の中で各自治会、団体等から出された陳情案件、要望、意見、苦情等については、これに対する説明、考え、方針、対策等は逐一示されていないように思います。「提出している件についてはいかがになっておりましたでしょうか」と、重ねての問い合わせが必要であったり、採択実施されることが決まって初めて採択されたんだと、当事者に知らされ、判明するような感じが多々ありますが、いかがでありますでしょうか。

要望書、陳情書を提出した当事者としてみれば、取り上げられるものやら陳情書そのものがどこでどこまで検討されたものやらさっぱりというようなことで、担当部署へ出向いて初めて方針が知らされるようなことでは、市民への適切な対応、サービスとは言えないと思います。

陳情、要望には必ず予算が伴うものばかりであります。少ない予算の中から、市民の皆様の要望にすべてこたえることはとてもでき得ないことで当然であります。市内全体を見渡しながら、その必要性、公平性、優先性、法的適応性、市の財政全体からの配分性を総合的にあらゆる面からの判断からして対応されているはずとは思いますが、少ない予算の中から、数多くの要望に対する処理は、その判断にも大変な苦慮、苦労があるかと思いますが、要望案件についてはこれの対応、より適切な処理、また要望者本人にもこれが処理について納得できるような考え、方針を回答することが親切であろうかと思えます。

特に、自治会、団体の代表として要望された案件については、その要望に至るまで相当な議論、協議がなされた上での要望書であるはずであります。地区民、構成員等に対しても、代表で提出した人にとりましては、その方針等について結果の説明責任も出てきます。わかりやすく納得のいく説明材料の提供が必要かと思えます。市民からの要望案件の中には、私どもから見てもとても行政で取り上げられないような案件もあります。市民みずから汗を流して処理すべきようなものもありますし、地域で解決すべきようなもの、このような案件に対しては行政も、市民にも協力をお願いするなど、各般から見ても納得のいく説明が、また指導するなどの必要があるかと思えます。陳情書として出されたからには、それなりの回答をし、納得も願い協力も願うことが官民一体となってして遂行する行政かと考える次第であります。

そこで提案でございますが、出された要望書、陳情書の受付の窓口を一本化し、これを協議・検討する庁内機関を設置することと、この内容を公表することとしてはどうでしょうか。公表することで、事業実施に際しても透明性を持たせることにより、市民の理解もより出てくることと思えます。

市民各界から出された陳情、要望に対して、対応の方針を示すことによって、採択の可

能、不可能等、また内容によっては当面不自由な状態でも、将来に希望が持てるようなことも、協議の結果のコメントを添えて公開することによって市民も安心し、採択の公平性、優先度、必要性の面からもこれを示す、これが納得のいく説明方法であろうかと思えます。

陳情、要望に対して、市民はすぐやるのか、時期が来たらやるのか、はなからやれないのか、また、はなからやらないのか、予算がないに尽きるとは思いますが、どれかだろうと思えます。市民は要望した案件が市で検討・協議されたことよっての方向性、結果が知りたいのであります。余り内容に期待ばかり植えつけてもどうかと思えますが、きちんとはっきりした方向性を示していただき、出された要望書に対して回答をお願いするものであります。

このようなためにも、庁内体制を整え、受付窓口を統一し、その要望書、陳情書を管理し、なおかつこの内容を市民に広く公表していただきたいと思うものであります。

以上で、本席での質問といたします。

議長（久保 玄爾君） 18番、行重議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 陳情書、要望書の取り扱いについての御質問にお答えいたします。

私は、陳情や要望など、市民の皆様がお困りになっている案件については、関係する部や課が市民の立場に立って問題解決に当たり、陳情、要望者の不安を一刻も早く取り除くことが市民の目線に立った市民が主役の市政を推進するために、常に必要なことであると考えております。

現在、陳情書、要望書の取り扱いについて、内容が複数の課にまたがる場合は、広報広聴課において受け付けし、担当課で協議・検討した結果を文書で必ず回答いたしておりますし、複雑な場合は担当課から説明をさせる場合もございます。

また、特定の課だけの内容の場合は、その課で処理する方が効率的でございますので、受け付けから回答までを担当課において処理させております。

提出された陳情、要望の対処の方法ですが、協議・検討の結果、実施が必要なもので予算があるものについては、その範囲で実施をいたします。さらに予算化が必要なものは、予算化できた段階で実施することとし、莫大な予算がかかるものについては困難であると回答しております。

そこで、まず議員さん御提案の陳情書、要望書の受付窓口の一本化についてでございますが、行政、教育、福祉と多種多様にわたる陳情、要望等のすべてを1つの窓口で対応処理することは、職員の専門性、配置人数からも限界があり、困難であります。しかしなが

ら、市民の皆様との情報の共有化を進めていくため、市民の皆様から提出された陳情書や要望書がどのような内容なのか、どこの部署でどのように協議され、その処理状況がどうなっているのか等を全庁的に直ちに確認できるよう、現在陳情処理の電算化を進めております。

次に、陳情、要望を協議・検討する庁内機関の設置でございますが、それぞれの部署において予算対応できるものから、国、県へ要望するものなど、多岐にわたってそれなりに処理しておりますので、改めて協議・検討する組織の設置を考えてはおりません。

3番目の御質問の内容の公表についてでございますが、提出された多くの陳情書、要望書の中からすべてを公表するのか。個人情報保護の観点からどこまで提供できるのかという問題も含めまして、先進他市の事例なども参考にして、今後、研究してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 18番、行重議員。

18番（行重 延昭君） ありがとうございます。

私、主にやはり団体、自治会等から出された陳情書を公表することによって、市内全体のそういう関係者がそういう一つの問題を共有するということにもつながりますし、また市の対応もやはりその内容を見ながら大変だなという認識も異なる面もあろうかというふうにも思っておりますし、壇上で申し上げましたように、やはり公平性、透明性ということも思っている上であったわけでございます。

そういう面から、すべてを公表というわけにはいかないと思います。当然、個人情報の保護ということもありますし、でき得れば団体以上ぐらいの陳情、要望についての公表をお願いできたらというつもりで申し上げたわけございまして、研究するという市長さんの御回答でございましたので、ぜひひとつ他市の状況もここに材料を若干持ってきておりますけれども、今から参考にされて前向きに検討をお願い申し上げたいというふうに思います。

ちなみに、県内のこの陳情、要望についての市の対応をどういうふうにしておるかということも調査をしたわけでございますけれども、13市、合併前ですけれども、13市のうち、8市は一応市長さんあてへの陳情、要望については必ず統一した窓口を通して協議し、担当課へ回付するという制度をとっておられます。

なお、公表をしている市町村はないかということで、県内調査してみましたけれども、公表しておるのはお隣の山口市だけございまして、ほかの市町村におきましてはまだ公表の制度はとっておられないというような状況でございます。

なお、この要望書、陳情書の扱いの庁内での要綱をどういうふうに定めておるかという調査に関しましては、ありというふうな市が山口、美祢、柳井あたりで、きちっと要綱を定められて協議検討をし、処理をされておるといようなことを伺っております。

特に、山口市では15年度よりこれをスタートさせておられますけれども、この公表をするという一つの内容の中に、要望及び陳情について、その内容とそれに対する市の回答・対応状況を市のホームページで公開しますという宣言をされております。なお、これの説明の中に、かいつまみますと、市民と行政がお互い情報を共有することで市政の透明性や市政に対する信頼性の確保につながると、こういうことを要件に公表するというようにされております。山口市では、原則としてすべての要望、情報について公開の対象にしておるといふように伺っております。

他の県におきましても、いろいろとこの要望、要綱というものも、いろいろな市町村等にも調査をしましたがけれども、いろいろユニークなものもあるようでございますけれども、すべてはここで省略をしたいと思っておりますけれども、市長さんさっき最後に言われましたこれは……、すみません、ちょっとあれですけど、やはり陳情書そのものの要綱をどういうふうに出しなさいといふようなことを示されておる市もあるようでございます。

特に、国、県、市以外の上部団体等に出すものについては、こういう形でこういうふうにしたらいかがですかということまで市民に徹底したような内容を講じておるところもあるようでございますので、引き続きお願いを申し上げたいというふうに思います。

調査・研究といいますが、公表に前向きに研究するというところでございましたので、この辺で置きますけれども、陳情の内容につきまして、一步踏み込みまして陳情道路の要望に関しまして若干お伺いをしたいと思います。

市内の市道は700キロぐらいあるというふうに聞いておりますけれども、これに対する市の維持管理費もそれはかなりの金額が毎年計上されておるわけですがけれども、維持と補修というものは、維持補修はいわゆるもとに戻すことであって、改良ということになりますと、もとより、より便利のいい道路に改良するというのが改良という一つの言葉じゃなかろうかというふうに思っております。

これに関する陳情に関しましては、せんだって予算審議の中で、同僚議員から確認をされましたので、数字は大体わかっておるわけでございますけれども、これが今後の道路改良事業にどういうふうに対応されるかということもお聞きをしておきたいわけですが、いわゆる陳情道路に対する要領取り決めがあるとのことでございますが、この要領取り決めにつきまして、簡単でよろしゅうございますが、御説明をお願い申し上げたいというふうに思います。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 陳情、要望の取り組みについての御質問でございますが、基本的には市内全体の道路行政の観点から地域の実用性や特性、さらには緊急性、安全性、交通量及び費用対効果等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しておりますけれども、そういうことを踏まえまして、一応要綱自体は私どもの方は今申し上げましたような形で整理をいたしておりますので、そのように御理解を賜りたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（行重 延昭君） 聞くところによりますと、周辺地区、農村地域だろうと思うんですけども、地域で道路敷地の提供があれば、これに対応するというような担当の中での決まりというか方針があるようでございますが、それは別のないわけでございますか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 道路用地の提供があって改良整備の関係なんですけど、去年の1月から12月までには、改良の整備の要望件数が25件ありました。そのうち、処理した部分は14件でありますけど、未処理の件が残りの11件あるわけでございます。これにつきましては、用地の提供という形の取り決めによりまして進めておるわけでございますけれども、分筆、登記関係等もありますし、また設計をした段階でこのあたりまで用地の提供をお願いしますとか、そのあたりの整備もありますので、そのあたりの取り決めというのが普通の生活道路であれば、陳情については無償提供とか、そういうものの内規的なものの取り決めはしております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（行重 延昭君） わかりました。

一応、陳情道路については地元の土地提供ということが決められておるわけでございますね。そういう要件を備えた陳情につきましては、今後ともひとつ前向きにお願いを申し上げたいというふうに思っております。

維持補修等については、パトロール等でかなり整備をされていつもしておられるのを見るわけですけども、維持補修を含めて莫大な要望案件が道路にあるということは伺っておるわけでございますけれども、ひとつ道路というものはやはり生活に密着した財産でございますので、ぜひ前向きにお願い申し上げたいと思いますが、なお、最後になりますけれども、財源の不足が一番の要因だと思いますけれども、16年度の決算見込みにおきましても、補正審議の過程で委員長からもあったように、減額補正等も相当あるようでありますし、ぜひひとつ次年度の予算に今後とも織り込むような形でお願いを申し上げたいとい

うふうに思います。

最後に、お願いかたがたでございますけれども、御回答いただければ幸いですけれども、述べさせていただきたいというふうに思います。

昨年16年度、17年度も市長さんの施政方針の重点施策の中での第三次防府市総合計画の大綱第1番目に、道路事業の整備を掲げておられます。継続事業はもとより、地域に密着した生活道路の改良を整備していくと、2年続けて同じ文言で掲げてあります。しかしながら、どうもこれに伴う予算書を見ますと、道路維持補修に対するようなものばかりで、市民に密着した生活道路、先ほど申し上げましたような改良への予算が余り計上されていないようであります。維持補修費に含まれている程度と思われれます。

生活道路は、人間社会の中で最も生活に基本的な、また重要な施設であり、生活、文化、経済、すべてに最も必要な、なくてはならないものであることは当然御理解のとおりであると思います。この道路に限りましては、行政に頼るしかないことでもありますし、今後陳情の対応も含めて、いわゆる一般市民に近い生活道路の改良について、市長さんのお考えがございましたら一言でもよろしゅうございますが、お願い申し上げたいと。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 生活に密着した道路の必要性、それらは大変高いものがあると思っております。また、土地を無償提供するがどうかというような形での陳情も数多くいただいております。

そうした中で、全体的な地域のバランス、例えばことし大道地区には1本手がつけられるけれども、それだけでほかの地域には一切手がつけられなくなっても公平性が著しく欠けてくるわけですから、地域バランスなどをしっかり考慮しながら判断をしていかなくてはならないと。

したがって、一概に土地を無償で提供したから、すぐ道路としての改良整備がなされるかどうかということは、その事柄が道路として果たして本当に必要で、本当に地域全体の公共の益に供するものであるのか否かということなどは、これはもう当然考えていかなくてはならないことではないだろうかというふうに思っておりますので、あくまでも公平性あるいは公共性というものを前提に置いた上で、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。また、そのような形の予算をしっかりとっておくことが必要であるということの中で、行政改革を一段と加速しておるわけでございますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 以上で18番、行重議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は5番、重川議員。

〔5番 重川 恭年君 登壇〕

5番（重川 恭年君） 新人クラブの重川恭年でございます。初めての一般質問で少々緊張しておりますが、ただいまから通告に従いまして質問をさせていただきます。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まず最初に、防府市の未来像について、執行部としてどのように考えておられるのかお尋ねしたいと存じます。

未来像といいましても、いろいろな未来像がございます。企画財政面から、あるいは教育民生面から、そして建設面からと、いろいろあるわけでございますが、まず第1に財政的な未来像についてお尋ねしたいと思います。

昨年、県央2市4町の合併協議会が休止ということになりまして、当面というか、今後防府市単独での行政運営をしていくことに決定されております。その経緯については、昨年各地域ごとに住民説明会が開催され、私も出席させていただいて若干の質問もさせていただきました。

また、市広報、平成15年5月15日号にも、市長からのメッセージ、るる掲載されております。しかしながら、まだまだその内容、あるいは経緯は別として、これからの防府市をどのようなまちにしていくのか、またしていきたいのか、具体的な説明が不足しているのではないかとというふうに思っております。市民の方々に対して、わかりやすい細かな情報提供が不足しているのではないかと、こういうふうに思っております。

そこで、財政的な未来像を描くとき、過去のデータ提示も具体的に説明していかなければいけないのではないかと、でないとその真意が伝わらないというふうに思っております。なかなかその年その年により、特殊要因等もあり、増減もあって難しいことですが、過去の5年、あるいは10年、15年前、その時点時点のポイントをとらえた予算規模と、そのときの公債費の額及びその比率、並びに財政力指数、さらには公債費の残高等の推移を折れ線グラフ等で、だれが見ても、端的に言えばお年寄り、あるいは小学生が見てもわかるようなものを市広報に載せてもらえないだろうかということでございます。

そして、これからのやはりこれも全く予想できない特殊要因、事態も生じるかもしれませんが、せめて現時点での推計、見通しで5年先までの数値が示せないものか、お尋ねをしたいと思っております。

これも欲を言えば10年、あるいはそれより先というふうなことも言いたいんですが、なかなか難しい問題だというふうに思っておりますので、これは控えておきます。

次に、防府市の先ほど先輩議員からも御質問がありましたけれども、ランドデザイン、

これをどのように描いていくのか。防府市をどんなまちにしていくのか、またしていきたいのか、なかなか一般市民の方々に対して伝わってきていないのではないかというふうに思います。

市としては、一生懸命努力されておられることとは思いますけれども、防府市といえどどういう都市なのか、そのグランドデザイン、今は何か総花的なイメージしか伝わっていない、市の特徴が出されておらないように思います。

防府市の人口は、私が市へ奉職した当時の昭和35年時には、隣の類似都市である山口市との差は7,400人少なかったわけでございます。その後、10年経過の昭和45年には、その差が4,000人に縮まってきております。さらに、その後の10年経過の昭和55年には3,300名までに縮まってきておりました。

しかし、それ以降、時代も平成となって、昭和55年から数えて10年後の平成2年には、これは驚くなかれ1万2,000名の差が開いてきております。さらに10年後の平成12年にはこれに1万1,000名を加えた2万3,000名の差が生じてきております。これは小さな町、いや、小さな市の人口に匹敵するわけでございます。いろいろな社会的背景、あるいは社会的事情等があります。また、人口だけではその都市の規模、あるいはその都市のイメージ、推しはかれませんが、総じて言えば都市の魅力がない、不足している、活力がないと言えるのではないかというふうに思っております。過去の買い物等動向調査を見ても、近隣類似都市へかなりの流出超過が見られております。

そこで、防府市が現在持ち合わせている特徴、魅力をもっともっと強調するグランドデザインを、多岐、強力で施策を推進されるべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、最後の第3点目ですが、これは将来像とは言えないかもしれませんが、平成18年度に第21回国民文化祭が山口県で初めて開催されるわけでございます。そして、平成23年度に第66回の国民体育大会が、半世紀ぶりと言っていいかと思いますが、正確には48年ぶりに山口県で開催されます。当然ながら、防府市としてもかかわりを持つわけでありますが、それぞれ今時点の準備状況、それから進捗状況、予定をわかる範囲で結構ですので、お教えいただきたいと思っております。

以上で壇上からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 5番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 直近の市行政について御理解をいただいた上での御意見を含めた御質問に敬意を表しつつ、私からは防府市の未来像についての御質問にお答えいたします。

まず、今までの財政状況や今後の見通しについてわかりやすい情報提供をとのお尋ねでございますが、予算等の財政情報につきましては、市の市広報やホームページ等を通じ、予算概要を初めとして施政方針や予算の執行状況など、適宜市民の皆様にお知らせしておるところでございます。

今般、新年度の予算案を発表するに当たりまして、予算概要を作成しておりますが、昨年度とは体裁も変更しまして、見やすさ、わかりやすさに重点を置いて作成してまいりまして、議員の皆様方にもお配りしているところでございます。

御要望のありました今までの財政状況につきましては、表現等、いろいろな角度から研究してまいりまして、図表やグラフ等も用いながら、市広報、ホームページ等を通じ、わかりやすい内容で市民の方々にお知らせしてまいりたいと存じます。

また、今後の財政見通しにつきましては、これは大変難しゅうございますが、国の状況、あるいは景気の動向、不透明な状況でございますので、5年先、10年先といったものはまことに困難でございますが、本市の実施計画等で重立った事業が把握できております三、四年程度のこの先の見通しにつきましては、近々お示しし、市広報やホームページ等を通じて市民の皆様にもしっかり報知してまいりたいと考えております。

次に、市のランドデザインの描き方、施策、展開等についての御質問にお答えをいたします。

まず、防府市と山口市との人口の差についての御指摘でございますが、もちろん人口だけではなく、面積も山口市は防府市のほぼ倍の面積を現在有しておりますので、この点もぜひ勘案の中に入れていただければと思うわけでございますが、昭和60年以降、山口県全体の人口が減少傾向にある中で、防府市の人口はほぼ横ばいで推移しているというのがまず防府市の現状でございます。その中で、防府市と山口市との人口の差が拡大しておりますのは、山口市が県庁所在地であることによりまして、国・県の施策が集中しております。あるいは、また山口大学、県立大学等の規模が随分拡大されております。あるいは、都市計画区域の区域区分、いわゆる線引きが山口市は設定されておられません。これらのことなどによる事象などが、さまざまな種々の要因と考えておるところでございますが、山口市の人口が増加したからというわけで、一概に都市の魅力が防府に欠けておって、それが人口の格差になっておるといふふうには考えておりません。

さて、ランドデザインの描き方についてのお尋ねでございますが、現在のまちづくりの基本となる重要な計画といたしましては、第三次防府市総合計画がございます。この計画は、平成13年から平成22年までの10年間を計画期間として策定されたものでございまして、「元気が織りなす大好きなふるさと防府」、これを基本目標としまして、推進

理念として変革と参画を掲げております。市民参画の推進、計画的な行財政運営の推進等を推進方策としながら、元気をキーワードとした5つの柱から成る施策の大綱を定めております。

この施策の大綱をもとに、前期5カ年間、すなわち平成13年から17年までの前期5カ年の基本的施策を体系的に明らかにする前期基本計画を定めまして、これまで計画的にまちづくりを進めてまいりました。この前期基本計画の計画期間が平成17年度で終了することに伴いまして、現在、後期基本計画の策定の準備に取りかかっておりますが、この計画は平成18年度から5年間の防府市のまちづくりの方向性を定める重要なものでございます。広く市民の皆様のお声をお聞きすることが大切であると考えまして、その一環として昨年10月には18歳以上の市民5,000名を対象としたアンケート調査を実施したところでございます。

今後は、公募も含めて市民の皆様に参加いただける委員会等を設置いたしまして、その中でアンケート調査の詳細な分析、あるいはその結果や前期基本計画に基づく施策の実施状況の検証結果などを基礎資料としながら、いかにすれば防府市の特徴を生かした魅力ある施策を展開することができるのか、市民の皆様とともにさまざまな角度から検討を重ねまして、防府らしさというものにあふれた夢の持てる基本計画を策定してまいりたいと考えております。

新しい計画の策定後は、市広報やホームページ等を通じまして、市民の皆様にお知らせし、今後のまちづくりの方向性を御理解いただいた上で、計画に基づいた諸施策を実施していくこととなりますが、まちづくりは行政だけで行えるものではございません。活力のみなぎる魅力的なまちにしていくには、市議会議員をはじめとする市民の皆様の参画と協働が不可欠でございます。皆様とともに、元気が織りなす大好きなふるさと防府をつくっていくため、そして誇り高きふるさとをつくっていくため、今後のさらなる御協力をお願い申し上げます。答弁といたします。

残りの御質問につきましては、教育次長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 5番。

5番（重川 恭年君） それでは、今市長から答弁をいただきました。まず、防府市の予算規模等もうちょっと、確かにお答えにありましたように、市広報に防府市の財政状況、これが5月と11月にいわゆる公表しなければならないという防府市の財政状況の公表に関する条例がございます。これによって、当該年度はこういうふうに出ておりますが、過去その借金がどういふふうにあつて、現在どうなっているのか。見通しまでは言いませぬけれども、そういうデータを含めた見やすいものでやっていただきたいと。これは、今市

長の方から見やすいものを市広報に載せるという御回答をいただきましたので、これはそれでぜひお願いしたいと。

平成16年11月15日号の市長からのメッセージ、ナンバー144号に一部そのさわりが出ております。平成10年と15年を比較した市税、地方交付税、市債残高、基金残高。私が要望したい中に、ぜひ市債の残高、1人当りに換算すれば、市民、赤ちゃんも100歳の老人も、1人30数万の借金だろうと思うんです。5人家族であれば150万。そういうわかりやすいもので示していただきたいと。

それとあわせて、この財政状況の公表の中で、今まで市広報に出ております中に、基金の残高が載ってないんですね。基金にもいろいろありまして、特定基金もあるのでなかなか公表は難しいと思いますが、せめて財政調整基金、それから減債基金、これの残を載せてもらおうと非常にわかりやすいんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひその辺もよろしくお願いしたいと思います。

ただ、先ほども先輩議員がおっしゃったように、この基金が多ければ多いほどいいというものでもないと思うんですね。やはり行政というのは市民サービスにも充当していかなければならないので、必要最小限の基金というか、ほどほどの基金というか、その辺もあるわけでございますので、ぜひその数値も載せていただきたいというふうに思っておりますが、その辺の御回答がいただければというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 今、議員さんがおっしゃいました趣旨については理解させていただいたつもりでございますので、よく検討いたしましてそのような方向で発表させていただければというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 5番。

5番（重川 恭年君） それと、今度はランドデザインの件でございますが、人口だけではその都市の規模の比較はできないというのは私も重々承知しております。それから、いろいろな要因、先ほど答弁の中で県庁の所在地、あるいは都市計画上の線引きの問題、こういういろいろな要素があるということでございました。私が言いたいのは、防府市を特徴ある、よそから見て防府市といえば、「あっ」というような都市にしてみたい。

それで、市長の方の4日の施政方針演説の中でも、誇りあるふるさと防府という言葉が二、三カ所使われております。それから、最後のくだりで人口12万、面積180平米、広大な平野と豊かな水資源に恵まれ、他市にないほどのバランスのとれた潜在的能力を秘めた都市というふうに言っておいでなので、ぜひいろいろな現在あるもので、金をかけなくてもできる都市づくりをしていただきたいというふうに思っております。

それから、去る1月23日でしょうか、徳地町で合併のことについて、山口市なのか防府市なのかということの住民投票がありました。その後の市長の記者会見で、合併する大きい周辺都市に負けないように、県央にぴかっと光る誇り高きふるさどをつくっていきたいと、こういうことをおっしゃっておりますし、会議所の年頭の御礼会の中でもそのような趣旨のことをおっしゃっております。

ぜひ、防府市にあるいろいろなものを活用して、自然、歴史的な遺産、こういうものを活用して、ぜひその辺をよろしくお願ひしたいと思います。1つお尋ねしたいんですが、防府市にある文化財、これは国が指定したもの、県が指定したもの、あるいは市が指定したものとあるわけですが、防府市にどのぐらいの文化財、建造物といいますが、そういうものがあって、県内13市でどのぐらいの位置を占めておるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 国・県の指定文化財の状況ということでございますが、まず国指定、これ国宝を含んでおりますが、県内237、国の指定がございます。そのうち、防府市が48件。ですから、御存じのように防府が第1位ということでございます。ちなみに、2位が萩で3位が山口でございます。

それと、県の指定でございますが、これは340件指定されたうち、防府市が29件でございます。県指定は、第1位が山口市、2位が防府市、3位が萩と。これ17年3月現在で、そういう数値をいただいております。

議長（久保 玄爾君） 5番。

5番（重川 恭年君） そういうふうに歴史的に残された物件も、防府市は、今教育次長の方から御回答がありましたように、第1位を占めているわけでございます。ぜひ、そういうものを利活用して、自然とともに他市に負けない、県央にぴかっと光る都市をつくっていただきたいというふうに思っております。

それから、この前いただいた資料で、第三次防府市合併アンケート、これを見ましても、悲しい数字が出ております。若い世代は他都市へすごく流出している。こういう結果も出ておりますので、ぜひその辺をよろしくお願ひしたいと思います。

防府市で、古い町並み、あるいは歴史的な文化財、こういうものを活用したまちづくりをぜひお願ひしたいと思っております。

それから、これからまた新しい総合計画をつくっていかれるということでございますので、ぜひ大きいグランドデザインを描いていただいて、他都市に負けない防府市を築いていただきたいと思っております。

前段の質問は、これで終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は国民文化祭、国民体育大会の準備状況について、教育次長より答弁をお願いします。

教育次長（松本 孝夫君） では、私の方から国民文化祭、国民体育大会の準備状況についてお答えいたします。

まず、国民文化祭についてですが、平成12年6月、第21回国民文化祭が山口県で開催されることが内定され、翌平成13年6月、県において第1回市町村意見交換会が開催されて以来、本市におきましては県をはじめ関係機関や文化団体との協議を重ね、平成15年8月、県へ開催希望調査書を提出いたしました。

その後、県の常任委員会による選定作業を経て、防府市においては平成18年11月4日、5日の2日間にわたる大茶会及び文芸祭、自由律俳句の2部門の開催決定通知があり、これにより本市においても本格的な準備作業を開始したものでございます。

平成16年に入りまして、全市的な取り組みを実施するためには、各方面からあらゆる組織、関係機関の御協力が必要であると、そういう観点から、7月には第21回国民文化祭防府市実行委員会を開催し、市長を会長として本市における議会、観光、商工、学校、文化、芸術、自治会等々の各団体の代表の皆様方のほか、関係行政機関代表による広範な実行委員会を立ち上げ、事業の実施に取り組むことといたしました。

また、各事業を具体的に実施するための組織として、事業別推進委員会を、大茶会及び文芸祭、自由律俳句の2部門でそれぞれ設置し、現在県の指導のもと、文化庁へ提案するための開催要綱と原案の作成に向け、現在までそれぞれ5回の委員会を開催いたしております。

今後、防府市実行委員会と事業別推進委員会を適宜開催して、御協議いただきながら、開催時には全国の多くの方々にお越しいただき、豊かな自然と文化の薫る我が郷土防府を全国に発信してまいりたいと存じておりますので、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、国民体育大会の準備状況についてお答え申し上げます。

まず、防府市で開催されます国民体育大会の種目は、バレーボール少年女子、バスケットボール少年女子、軟式野球青年、自転車トラック競技が内々定しておりますが、競技施設につきましては可能な限り現有施設を使用することが前提となっております。

防府市の開催会場につきましては、自転車トラック競技は競輪場、バレーボール少年女子が防府高等学校及び誠英高等学校の体育館で、バスケットボール少年女子は防府スポーツセンター、多々良学園高等学校及び防府西高等学校の体育館で、軟式野球青年は防府ス

スポーツセンター野球場で開催する予定にいたしております。

防府市といたしましては、平成17年度に行われる中央競技団体による開催予定会場地の正規視察の対応や、平成18年度に立ち上げを予定いたしております国民体育大会の国体準備委員会に向けて諸準備を進めているところでございます。

次に、選手強化についてでございますが、山口県に競技力向上対策本部が設置され、トップアスリート事業の一環として、優秀選手の確保、ジュニアスポーツクラブの育成など、鋭意努力しておられるところですが、本市の場合は防府市体育協会が中心となって、競技力の向上及び競技人口の拡大を目的としたジュニア自転車教室及び馬術教室の開催を既に行っているところでございます。

最後に、国体来訪者の対応についてでございますが、これは先ほど申し上げました国体準備委員会が立ち上がりましたら、関係機関と協議を進めていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 5番。

5番（重川 恭年君） 御回答いただきましてありがとうございます。

それで、前回の約50年前の防府で開催された種目、それと現在の種目。それから、前回防府市においてになった選手を含めた関係者のいわゆる来訪者といえますか、この数字がわかればお示しいただきたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 昭和38年の山口国体、私中学校3年でございました。

そのとき、防府では軟式野球の一般、これは参加選手432名、ちょっと団体役員については把握は難しかったもので、38年国体につきましては選手とさせていただきます。

それと、自転車競技の高校男子と一般男子を行っています。これ選手総計で363名。バスケットボールの高校男子と高校女子を行っています。これが280名。それと、サッカー一般男子、教員男子、これが360名。馬術高校男子、一般男子、195名。選手総計が1,630名になります。当日、これは市の職員等、いろいろ関係の団体を含めて防府市の開催に御尽力された役員の方が約2,490名とお聞きしております。

第66回の国民体育大会ですが、先ほど種目を申しましたバレーボール少年女子、これは306名、選手を予定しています。バスケットボール少年女子611名、軟式野球青年110名、自転車611名、計1,638名です。

ただ、ここでちょっと、今これは予定です。と申しますのは、日本体育協会が国体改革を進めておりますので、例えば各県1代表とかブロック代表とか、そういう見直しがございます。

いますので、現段階で把握しておる参加選手でございますので、その辺は御了承ください。

議長（久保 玄爾君） 5 番。

5 番（重川 恭年君） 今、御回答いただきました教育次長、中学校 3 年だったということでございます。私は成人しておりまして、大会旗を持って走った思い出もあるわけでございますが、いずれにいたしましても、防府市においででの全国からの来訪者、多数いらっしゃるわけでございますので、国体も含め、国民文化祭も含め、市民の受け入れ態勢が非常に大切ではないかというふうに思っております。

これは、官だけではできない部分があると思います。ぜひ、行政もその市民のリード役となって、もてなしの心、ホスピタリティー、こういうものに意を注いでもらいたいと思います。

それから、今度は施設面でございますが、可能な限り現在有している施設を利用して実施していくということでございます。48 年前当時とは時代の背景が違って、あるいは財政的にも非常に困窮しているこの時代でございます。なかなか施設整備というのもままならないことだというふうに理解しておりますけれども、ぜひ選手がおいでになって心地よい施設で競技ができるように、そして応援の方々、防府においでの方々、もてなしの心を持って受け入れができるようにしていただきたい、努力していただきたいし、市民もそのようにぜひ誘導していただきたいというふうに思っております。

それから、選手、あるいは指導員、関係者、これの育成というか強化というか、この辺もぜひ関係機関と連携をとって、開催地が 1 位でなければいけないということではございませんけれども、ぜひそういう方向で上位に行くような努力策を講じていただきたいという要望をいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で 5 番議員の質問を終わります。

昼食のため 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 5 分 休憩

午後 1 時 開議

副議長（今津 誠一君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は 6 番、斉藤議員。

〔 6 番 斉藤 旭君 登壇 〕

6 番（斉藤 旭君） 民友会の斉藤旭でございます。本日は、お忙しい中たくさんの

傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。そういうことでございますので、執行部におかれましてはよりよい御回答をお願いいたします。

それでは、2点について御質問をいたします。

まず、1点目に津波、高潮、豪雨等、自然災害対策についてお尋ねをいたします。

今世紀最大の重要課題は、何といたっても地球温暖化防止対策であります。温暖化は、私たちの生活や健康、生産基盤に大きな影響を与える可能性があります。

例えば、穀物生産への影響は食料を海外に頼る日本には深刻な問題です。また、水不足や洪水の増加、水質の悪化、伝染病の発生地域の拡大や熱中症患者の増加が危惧されます。気候の変化により、食料生産に地域格差が生じ、特に熱帯、亜熱帯地域の生産量が低下、乾燥、半乾燥地域も含め貧困地域の飢餓が予想されます。乾燥地域では砂漠化が進行し、亜熱帯地域ではマラリアが流行いたします。マラリアの流行可能地域である熱帯、亜熱帯地域が拡大し、温帯地域にも広がり、今より5,000万から8,000万人程度患者数が増加いたします。

そのほか、降雨や乾燥が極端にあらわれることが予想され、乾燥地ではさらに乾燥が進み、雨が深い地域では洪水が発生、台風の増加や極端な暑さや寒さが続くことが予想されます。気候温暖化の影響により、わかりやすい例といたしまして、毎年アラスカでは琵琶湖の大きさに匹敵する氷河3個分が溶けておるといことです。

このように、温暖化による海面上昇は、沿岸地域のインフラや居住に大きな影響を及ぼします。例えば、1メートル海面が上昇すると、ベトナムとバングラデシュでそれぞれ1,700万人から1,500万人が影響を受けると予想されております。日本でも、1メートルの海面上昇で全国の砂浜の9割が失われると予想されております。

また、50センチ上昇すると1,400平方キロ、140万ヘクタールが海面下に沈み、人口の2.3%に当たる290万人の移住が必要となります。

これを山口県に置きかえますと、30センチで80%、60センチで98%、1メートルでは全域の砂浜がなくなります。このように、海面上昇をもたらす地球温暖化防止対策は私たち人類が気をつければ防げると思うし、また心がけなければならない問題であります。しかしながら、我々人間の力ではどうすることもできないことがあります。それは、台風や地震、豪雨等の自然災害であります。

私たちの記憶に新しいところでは、昨年10月23日、新潟県中越地震や、10年前の阪神淡路大震災、2004年の主な台風接近数20個に見られるように、日本は世界的にも地震、台風王国として知られております。日本全国ただ一つとして台風、地震が来ないと断言できる地区はないのであります。

本題に入りますが、皆様御周知のように、防府市は山口県の瀬戸内沿岸地方のほぼ中央に位置し、周防山地を貫通して南下する佐波川の下流部に開けた県下最大の防府平野を中心に展開する臨海都市であります。そのために、古くから製塩地として繁栄し、播州赤穂と並ぶ日本の製塩地として知られております。

このように、地形的位置と境域から見て、瀬戸内沿岸型気候に属し、気候も温暖で比較的降雨量は少ないのですが、近年の異常気象で雨量も増加傾向にあります。このように、よきにつけ悪しきにつけ、古くから海とのかかわりが深く、防府市の多くが自然災害の危険にさらされているということは事実です。

昭和30年ごろからほとんど毎年といってよいくらい、台風や豪雨により家屋の倒壊、床上、床下浸水、その他農林土木に多大な被害をもたらしております。中でも向島地区は前を海、後ろを山に、特に海面との差がない地域は最も危険地帯と言えましょう。一たん地震、津波、台風や豪雨が来れば、民家が密集したこの地帯は山から海からの水攻めにより、瞬く間に水浸しになるというのは確かでございます。最近、堤防のかさ上げ工事が進められておりますが、近年の異常現象により何が起きても不思議ではありません。

そこで、非常時に備え、次の質問をいたします。

まず1つ目、防府市の津波、高潮、豪雨等、自然災害の避難計画について。

2番目、防府市独自の監視システムや災害無線の設置について。

3番目、向島の低地への排水ポンプの設置について。

以上、自然災害対策について質問いたします。

2番目に、道路網の整備ということで、まず地域生活道路の整備と主要交差点の整備について質問いたします。

20世紀は、車という便利な道具を手に入れました。車は交通、人あるいは流通、物における2点間を移動するための機械として、より早く、より確実に、より大量にを求めて発達してきました。やがて、車は個人生活の中でも重要な位置を占めてきます。車の運転を楽しむ人、一家団らんの場合として活用する人、仕事のために使用する人、それらには所有すること、さらには所有すること自体を誇りとし、自分のライフスタイルを主張する人など、人それぞれに車に対する思い入れが生じてまいりました。

しかし、車の普及はプラス面だけではありません。さまざまな恩恵をもたらしてくれる一方で、地球環境や資源、エネルギーの問題、あるいは交通事故による死者の増加など、いわゆるマイナス面も少なくありません。21世紀は、これらの諸問題を克服しながら、人と車がよりよい形で共存していくためには、国や自動車メーカーの対策だけでなく、私たち一人ひとりが幅広い視点から車に関する社会的、経済的知識などを理解し、その認識

の上に立った行動をすることが求められています。

さて、本格的な車社会が到来して、はや半世紀になりますが、車の普及に合わせて道路事情も随分よくなってまいりました。日本の道路は、車が安全かつ快適に走行でき、産業の発展を目指すことに主眼を置いて整備が進められてきたと思われれます。

そのため、末端の道路、いわゆる住宅地にある道路の整備は後回しにされてきました。確かに、交通事故、交通渋滞などは都市交通の抱える悩みでもあり、早急に改善をしなければならぬ社会問題でもあります。住宅地の道路にも深刻な問題があることを忘れてはなりません。

交通渋滞や交通事故は、道路の交差接続部で頻繁に発生しており、特に都市部の道路にあっては交差接続部の計画が重要なポイントとなってまいります。本市においても、市内には数え切れないほどの交差点があり、ここ最近、市内の主要交差点にかなり右折優先の信号機が導入される等、交差点の改善がなされ、交通の流れがよくなってまいりましたが、まだまだ危険で不便な交差点が点在しております。

そこでお尋ねいたします。大道の主要幹線である市道駅北市東線、繁枝旦西線、駅北上り熊線の交差部の改良及び山陽本線踏切の拡幅については、どのように考えておられるか、御所見をお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

副議長（今津 誠一君） 6番、斉藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、高潮、津波等の対策についての御質問にお答えいたします。

去年は、全国で豪雨や台風による災害が多発するとともに、新潟県中越地震により甚大な被害を受け、一方、国外においても年末にはインドネシア、スマトラ島沖で大地震と津波が発生して、多くの国々が未曾有の災害に襲われました。

ことしもイランで地震が発生し、大きな被害が出ておりますが、このような災害に関してのさまざまなニュース等を目の当たりにし、防災体制のさらなる充実強化の必要性を痛感しているところです。

高潮災害につきましては、御承知のとおり平成11年9月24日に台風18号が山口県を直撃し、全県的に大きな被害をもたらしました。本市においても、向島地区をはじめ、海岸沿いの地域において高潮による家屋浸水等の大きな被害を受けたところであります。

この高潮対策につきましては、山口県において高潮に対する検討委員会が設置され、平成12年度から海岸高潮対策事業等により堤防や護岸の補強等が年次的に実施されており、

防府市内におきましても現在護岸のかさ上げや、フラップゲートの設置などが行われております。

なお、お尋ねの津波、高潮、豪雨等、自然災害の避難計画についてでございますが、防府市地域防災計画の中に、避難計画を策定いたしております。災害が発生するおそれがある場合や、実際に災害が発生し避難を要する場合には、市民の安全を確保するために避難勧告や指示の発令、並びに災害の形態による安全な避難場所の確保や避難経路等を決め、対応してまいります。

次に、防府市の監視システム等についてですが、市独自の監視システムはございませんが、高潮等の潮位、地震による津波等の海面情報、雨量等の気象情報につきましては、下関地方気象台や県からの情報の提供を受け対応をしております。昨年の台風襲来時におきましても、検潮所の刻々と変わる潮位をもとに、満潮時のシミュレーションを行い、避難勧告等の必要性の有無を検討するなど、住民の安全確保に努めたところでございます。

また、防災行政無線につきましては、関係機関と緊急時の情報の送受信ができるように設置しており、昨年の台風襲来時には現場においても活用しております。今後も、防災関係機関との正確な情報交換を行い、適切な対応をしていきたいと考えております。

次に、3点目の向島の低地への排水ポンプの設置についての御質問にお答えいたします。

議員さん御質問の向島地区の低地への排水ポンプの設置につきましては、向島全地区内には海に排水する中小河川や水路が49本ある状況でございます。台風等による異常事態時に備え、自家発電機ポンプ場の設置も必要と考えますが、全地区内に設置することは極めて困難な状況でございます。この対応策としては、土地利用状況に応じて水路を統合した後に、海に排出する方法などあると思っておりますので、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

これからも、市民の生命と財産を守るため、防災対策の充実強化に努めてまいります。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

副議長（今津 誠一君） 6番。

6番（斉藤 旭君） ただいま市長さんより緊急時の防災対策について御回答をいただきました。

それでは、ちょっと二、三、再質問をさせていただきます。

さきの県議会の一般質問で、二井知事は防災の強化について次の答弁をしておられます。昨年は、国の内外において大規模な災害が発生した。本県は、台風16、18号により多大な被害を受けた。そこで、地域防災に対する新たな課題の教訓を提起され、また今後の異常気象により自然災害が多発することが懸念されることから、行政の基本である県民の

皆様が安全に安心して暮らせる地域づくりをさらに進めていくための新年度最重点施策として、防災の充実強化に努めていくことといたしますと、このように。

そして、具体的には災害による被害を最小限にとどめるため、まず県民の皆様の防災意識を高めていくことが大変重要であることから、地域で助け合う自主防災組織について、モデル的な取り組みを支援し、市町村ごとの組織率の向上に努めて、実効ある活動を伴った自主防災組織の普及を図ってまいります。

そこで、過去において浸水被害が発生している等の55の河川や23の海岸について、住民の迅速な避難を促すため、浸水想定地域や避難所を知らすハザードマップを市町村と連携しながら計画的に整備をしてまいりますということと、もう一つは全国初の試みといたしまして、県内6局のコミュニティFMの活用による地域に密着した防災システム、山口スーパーネットの活用をしたいということとございました。

そこで、県内の55の河川、それから23の海岸について、防府市の河川は佐波川、それから馬刃川、柳川、そして海岸は富海港一帯と三田尻地区であります。これらがハザードマップの対象になっておるということですが、防府市についてはこの取り組みについてお尋ねいたします。

副議長（今津 誠一君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 取り組みでございますけれども、総論的なところから申し上げます。

県知事さんのお答えにありましたように、自主防災組織につきましては、昨年1月、自治会長研修会等を開催いたしまして、各自治会において自主防災組織をつくってしまおうという呼びかけをいたしております。昨年も、途中1回、そういうお願いもいたしましたし、ことしも火災予防週間に合わせて自治会長さんの研修会の折に、改めてまた自主防災組織の設置を要請いたしたところでございます。

ということで、これからは地域の方のいわゆる災害は地域の方が守るというところで、今後も自主防災組織の設置を要請していきたいというふうに思っております。

それから、いま一つハザードマップでございますが、佐波川については立派な立派なというのは失礼ですがハザードマップが作成されております。今、おっしゃったように、柳川、馬刃川、これは2級河川、県管理の河川というふうになりますので、そのあたり、その次のステップというふうに防災が身近なところになってきているというところではないかと思っておりますので、2級河川等々についてもハザードマップの作成に向けて、私どもも県行政に協力していきたいというふうに思っております。大体そのように思っております。

それから、コミュニティFMの利用ということですが、これは施政方針で市長からも発表いたしましたように、災害時においてはこちらから災害情報、あるいは通行止めの情報等々については、FMわっしょいと覚書、協定を結んでおりますので、そのあたりはスムーズに移行できるものと確信いたしております。

また、御質問にありませんでしたけれども、山口ケーブルテレビジョンにおきましては、Lコードというんですけれども、番組を流しながらL型のところに警報が出たときには即座に発表するというのも今年度から実施しておりますので、そういったことも利用していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 6番。

6番（齊藤 旭君） ただいまハザードマップ等々について御回答をいただきました。そこで、自分の命は自分で、自分たちの町は自分たちで守ろうと、これが自主防災の基本的な考え方であります。

そこで、山口県は今までに比較的大きな災害が起きてない地域柄、組織率が余り高くないということでございます。その中でも、宇部市は防災組織のモデル地区として注目されておりまして、平成7年阪神淡路震災当時、山口県の組織率は7.6%と、そして宇部市は0.8%でありましたが、現在、山口県が46.8、それから宇部市は32.0ということで、防府市もこれから一生懸命取り組んでいくという、先ほど部長さんからの答弁でございましたので、どうか特に自主防災組織について、しっかり啓発していただきたいと思っております。

ちなみに、阪神淡路大震災で助かった人の7割は、近所の人に助けられたと、そういう実績がございます。ということでございます。

そこで、もう1点、防災教育について御質問いたします。

防災教育は、近い将来に予想される災害からということで、地震が来る確率は30年に40%と聞いております。その30年が来れば、さらに確率は50から60%と高くなるわけございまして、来るかもしれないということで、そこで子どもたちの貴重な命を守るとともに、災害意識の高い人材を育成して、社会全体の防災を高めるために、大変重要なことだと思っております。

しかしながら、全国の小・中学校では、今行われております防災教育と言え、ほとんどが定期的な一過性の避難訓練だと思っております。防災教育の目的は、みずからの身はみずから守るという意識を育て、そのために必要な知識、技術を身につけることにあるということで、先生の指示に基づいて避難するだけでなく、防災意識、知識、技術の習得をしてい

ただきたいということで、自然災害から身を守ることは災害のメカニズムや情報をよく知り、災害に遭わないうちに避難するということが一番でございます。

そういうことで、防府市の防災教育についてお伺いたします。

副議長（今津 誠一君） どなたが答弁ですか。総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 全体的なところでやっていますのは、やはり梅雨前にいわゆる教育というよりも啓発というところに力を入れておりまして、市広報等々を通じて梅雨の対策、土砂崩れの対策、あるいは台風前には注意しましょうといったことも呼びかけております。

例えば、避難所については市内に63カ所もありますけれども、早目に避難しましょうといったことについては、市広報等とも呼びかけておるところでございます。

それから防災でございますが、先般市民活動グループで、銀座商店街で、実際に台風が起きたら市民の手で住民を助けようという訓練等もされております。

それから、先般2月だったと思うんですが、火災予防週間において、自治会長さんにあわせて防災のお願いもいたしたところですし、また、3月ですけれども、川と防災といったところで、これは市も後援しておるわけですけれども、地域連携型の防災シンポジウムといったものが、この3月19日に、これは山口河川工事事務所、国土交通省ですけれども開催されるということで、そういった呼びかけもいたしております。

それから、施政方針で発表させていただきましたが、5月22日には佐波川の防災水防演習といったところで、これは国土交通省さんと防府市と県と、周南市、徳地町を合わせて避難訓練をいたしますけれども、これには幼稚園の園児の方、あるいは小学校の方等々にも御参加いただいて、そういった実際の訓練等もしてみたいというふうに思っております。

ちょっとお答えになったかどうかわかりませんが、そのあたり、啓発といった側面で力を入れておるということを御理解いただきたいと思います。

副議長（今津 誠一君） 6番。

6番（斉藤 旭君） わかりました。防災教育については、これからしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、避難訓練につきましては以上で終わります。

続きまして、監視システム等について、市長さんから御返事がありましたのでよくわかりましたが、1点、防府市では新事業といたしまして、携帯119システム整備事業費が計上されております。それで、先ほどちょっと宇部の例を出しましたが、宇部市では、パソコンにより宇部市の防災課に事前に登録しておく、非常時に市から発する情報が適宜

携帯のメールに入ってくるという、そういう仕組みで、ラジオ等が聞かれない聴覚障害の方に大変有効な手段として使われております。

そういうことで、防府市としてはこの携帯119システムですけど、これはそういったものとは違うんでありましょうか。お尋ねいたします。

副議長（今津 誠一君） 消防長。

消防長（山根 徹雄君） お答えいたします。

携帯119番通報と申しますのは、今まで3者ございますが、119番の緊急時の火災救急救助の通報するのが、今まで山口県内を5つのブロックに分けて、いわゆる今16消防本部でございますが、5つのブロックに分けて代表消防本部というのがありまして、そこが受けて、これは防府の消防への119だなということになりますと、防府へ連絡してくるということで、防府の方へつないでというシステムでございまして、それが、この17年度では各消防本部に、いわゆる代表の消防本部だけじゃなくて、それぞれの消防本部に携帯の119番通報をされた場合に、先ほど申しましたように火災救急救助等の通報が直接入ってくるようにするものでございまして、メールとは若干意味合いが違います。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 6番。

6番（斉藤 旭君） これは、いわゆる情報のキャッチというか、そういったことだということがわかりまして、そこで先ほど私の方からちょっと他市の事例を申し上げましたが、そういったことは考えられるのか、考えられないのか。ちょっとお尋ねいたします。

副議長（今津 誠一君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 先ほどの中で出ました聴覚障害者のことかと思いますが、災害時におきまして去年もちょっと、勉強になったと言えば大変御無礼ですけれども、耳の聞こえない方に広報車が回っても、避難せえとか言われてもわからんじゃないかというような声もありましたので、こちらの方でたまたまですけれども、高齢障害課に手話通訳者がおりまして、その者と聴覚障害者の協会の代表者の方と連絡をとって、その方に情報を流そうということで、去年はそういったようなことができました。

今後ともそういったような形で防災本部で出ます情報を、逐次そういった方たちに流すことができるのかなと、そういうふうに思っております。

副議長（今津 誠一君） 6番。

6番（斉藤 旭君） わかりました。そういうことで、そういったこともぜひ取り入れていただきますようお願いをしておきます。

それと、防災関係で最後の向島の排水ポンプの設置についてでございますが、先ほど市

長さんの御答弁によりますと、49もある大小の水路に、それぞれ捨てることは難しいと、そういったことをごさいます。そこで、これはそういった水路を1つにして、それで1カ所に集中というか、1カ所で貯留して、それからポンプで海に流すと、そういった方法かと思えますけれども、これ、そういう方法ですとごみ処理も自動的にできますし、そういった海の汚濁防止にもなって大変結構なことだと思いますけど、こういう大がかりな事業ですと、用地問題、それから手間暇がかかって、あすにも来るかわからない災害に間に合わないということで、そこでせめて過去において何度か床下浸水、向島の低地について緊急時に排水が可能な排水ポンプの設置は考えられないものか、お尋ねいたします。

副議長（今津 誠一君） 土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 排水ポンプについての御質問にお答えいたします。

先ほど市長の方が申しました向島全島に、錦橋以西から小田港まで28カ所あって、郷ヶ崎地区までの区間に21カ所あります。そういうふうな箇所、先ほど申しあげましたポンプ等は今後慎重に検討していかなければいけないということもあります。それによって、毎年災害対策本部等設置されましたら、第一報が入ってくるわけでございますけれども、当面の対策としまして、今現在ため池等があります部分につきましては、浚渫をして遊水池的役割をするということと、今現在ため池のそばには樋門等があるわけですが、その辺の樋門の断面等がいいか悪いか、そのあたりを早急に検討して、そちらの方から、当面の対策ではございますが、そのあたりからかかっていたいと考えております。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 6番。

6番（斉藤 旭君） わかりました。そういった必要性を十分認識していただきまして、今後検討するということでしたので、これでこの質問を終わります。

副議長（今津 誠一君） 続いて、質問事項2の道路網の整備について答弁を求めます。
土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 2点目の御質問の主要道路の交差点整備についてお答えいたします。

お申し出のとおり、日本の道路は産業の発展を主眼に置いて整備されていることも承知しており、市民の日常生活に直接影響を及ぼす生活道路の整備の必要も十分認識しております。

現在、地域の皆様方より生活道路の拡幅や、交差点の改良等について多くの要望が提出されておりますが、地域の実情等を考慮して緊急性、安全性、交通量、費用対効果を総合的に判断しながら、道路整備等を行っているのが現状でございます。

議員さんの御質問であります大道地域主要幹線である駅北市東線と、繁枝旦西線及び駅北上り熊線の交差点の改良の整備の是非につきましては、昨年4月の多々良学園高校の移転の際にお話をお聞きしておりますが、今後用地の問題等もありますので、地元の皆様と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、繁枝旦西線の踏切部分の拡幅については、従来よりJR西日本旅客鉄道株式会社と協議する中で、既存の踏切の拡幅につきましては非常に困難な状況であるとお聞きしておりますので、御理解を賜りたいと考えております。

副議長（今津 誠一君） 6番。

6番（齊藤 旭君） それでは、先ほど壇上で申し上げました大道の交差点、これのちょっと具体的なことについて申し上げます。

これは、今申し上げました大道駅から旧商店街、旧と申しますのは商店街、今は余り商店がないということで、そこを真っすぐ西に300メートル進みますと、市道が三方から交差し、ここは道路の形態はどの方向からも前方の見通しが悪い上に、しかも三差路の一方、南の道に行きますと、そこは昔ながらの車1台分しか幅員がなく、さらにそのすぐ先にはもう一つの交差点とJRの山陽本線の踏切があるという、言葉では表現しにくいような本当に何かややこしいような場所でございます。

先ほど御説明がありましたように、昨年は4月には多々良高校の移転に伴い、駅舎を含めて周辺の道路が整備されましたが、当該地域は見違えるようにはよくなりましたが、JR山陽本線の踏切を境に、北側の道路に関しましては住民の期待に反してそのまま取り残されておるということで、そういった非常に線路を挟んで何というかバランスが、いいところと悪いところのバランスが非常に甚だしいということで、これをぜひ長年のこれは住民の方の願いでもありますので、早急に御検討をいただきたいということでございます。

そこで、私、その区間に関して、交差点とそれから踏切について、数日間ちょっと調査をいたしましたので御報告をいたします。

まず、7時、8時、9時台と、それから夕方16、17、18時台を調査いたしまして、それぞれの時間帯、1時間に100台です。この辺の車の量にすれば非常に少ないじゃないかと思われるかもわかりませんが、大道にしては非常に多いと、そういうことでございます。

それから、自転車は8時台に110台、これがピークでございました。これは、多々良高校の通学生が主に利用しております。それから、歩行者は、これは小学生の通学路になっております。それで、そこを通過する上下の列車が6本から9本ということで、その時間、交通が遮断される時間は大体1時間に10分程度、10分ぐらいでございました。

そういうことで、ここはお互いの車が交互通行というふうになっておりまして、その踏切も非常に見通しが悪いというか、私も実は経験したんですけど、遮断機が上がったから通ろうと思ったらまだ通り切らないうちに今度は遮断機がおりてしまったと。そういうことでそれ以来もう私はあの遮断機に不信感に陥りまして、大丈夫だろうか。そういった状況の場所でありますので、どうか早急に、いろいろと用地の、立ち退き等もあろうかと思えますけど、大事なことですからとにかく本腰で取り組んでいただきたいということで、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

副議長（今津 誠一君） 以上で6番議員の質問を終わります。

副議長（今津 誠一君） 次は24番、山根議員。

〔24番 山根 祐二君 登壇〕

24番（山根 祐二君） 公明党、山根祐二です。通告に従いまして質問させていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、ごみ焼却設備についてお尋ねいたします。

20世紀の大量生産、大量消費、大量廃棄の時代にごみがどんどんふえ、それに伴う環境汚染ほか、さまざまな問題が生じ、我々は循環型社会へと移行する必要性を感じ、地球規模で考えていく時代となりました。個人個人が真剣に取り組んでいかなければなりません。防府市の最終処分場も、現在のものが満杯となり、平成17年度は新たな堰堤築造のため予算計上されております。

防府市のごみ焼却施設ですが、昭和57年6月に現在のクリーンセンターの焼却施設が完成した後、ダイオキシン類による環境汚染が社会問題化し、平成13年3月に施設改良を行い現在に至っております。防府市におきましても、市民の方々がごみの減量、分別、資源ごみの回収など、多くの努力をしてまいったところでありますが、施設建築より23年を経て、設備の老朽化が進み、さまざまな問題も懸念されるところであります。

また、本年は京都議定書発効の年であり、地球温暖化に対する市民の関心も増してくることと思われまます。

参考に、近隣他市の施設を見ますと、山口市のごみ焼却施設は平成10年に完成し、数々の特徴を備えております。余熱利用では焼却炉からの熱を廃熱ボイラーで回収し、蒸気タービン発電機で1,900キロワットの電力をつくり、施設内の必要電力を補い、余剰電力は充電し、発生した蒸気で白煙防止、給湯に利用しております。また、宇部市では平成15年に竣工し、設備が新しく排出ガスは国の基準値よりかなり低い値を示しており

ます。そして、廃熱ボイラーで最高4,000キロワットの電力発電をし、山口市と同じように余熱利用をしております。防府市民が健康で快適な生活が送れるよう、行政に携わるものとして、今できる対策を講じていく必要があると思います。

そこで質問いたします。排ガス種別ごとの国の基準値と、対応する防府市クリーンセンターの数値はどうでしょうか。

2つ目、処理能力、廃熱利用等を含めた設備の将来的な施設改良計画、または新築計画をお聞かせください。

次に、旧国鉄官舎跡地利用についてお尋ねいたします。

防府駅でんじんぐち再開発事業は、平成4年から始まり、魅力ある都市型商業空間をつくるため、官民が協力して推進している事業であります。基本計画では、核テナント、すなわち百貨店誘致がありましたが、平成9年に断念。その後、地域振興整備公団施行が決定するも、平成13年に特殊法人合理化案で公団施行見送りとなりました。そして、組合施行による事業推進となり、平成15年に山口県住宅供給公社の事業参加が決定いたしました。また、同年、公共公益施設として図書館が全館移転することになりました。

このように、社会の変化に伴い紆余曲折を経て、商業施設、公共公益施設、住宅設備を備えた複合再開発ビルが来年6月完成に向け建築中です。本当に、今日に至るまでの多くの方々の御苦勞ははかり知れません。私も、一市民として、また行政に携わる者として、この事業の完成が防府の活性化、防府の発展へ役立つよう、力を尽くしていかなければならないと考えます。

単なる商業ビルではありませんので、完成直後は見学等を含めて観光バスによる来客も予想されます。この機会に、観光都市防府を情報発信してはいかがでしょうか。計画では、再開発ビルには大型バスの駐車場は確保されていません。乗客をビルの入り口で降ろし、バスのみ移動するしかありません。交通渋滞も懸念されます。見学に、観光に、あるいは買い物に来られた方々にもっと防府を知っていただきたい、まちを歩いていただきたいと思えます。

そこで提案ですが、八王子の旧国鉄官舎跡地を整備し、大型バス、観光バスの駐車場として利用してはいかがでしょうか。将来的に、バスターミナルとなる可能性もあります。観光客は防府駅、アスピラート、再開発ビルへと歩いていただき、さらに天神プロムナード、天満宮、あるいは国分寺、毛利邸へ人の流れができるのではないのでしょうか。

また、駐車場から北へ向かえば山頭火生家跡、山頭火の小径、兄部家、天満宮へのコースを利用するにも便利です。地域活性化を目指したこの好機をとらえ、元気な防府をつくってまいりたいと思えますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

副議長（今津 誠一君） 24番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、クリーンセンターごみ焼却施設に関する御質問にお答えいたします。

まず最初に、焼却施設の排出ガスに対する規制につきましては、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法で定められており、これらの規制に対応するため、防府市では平成11年度から12年度にかけて、クリーンセンター焼却施設の大規模改修を行ったところでございます。

このような中で、クリーンセンターでは焼却施設の運転に当たりましては、排出ガスの規制値を満足することはもちろん、環境への負荷をなるべく少なくするように、年に数回排出ガスを測定し、日々細心の注意を払いながら運転管理を行っております。過去においても、法に定められた規制値をすべて満足しており、今後も測定を継続しながら適正な施設の運転管理を行っていきたいと考えております。

次に、焼却施設の処理能力及び廃熱利用等を含めた施設新築計画についてお答えいたします。

現在稼働しております焼却施設は、1日で90トン処理することが可能な炉を2基設置しており、24時間稼働で1日180トン処理できる能力を有しております。しかし、昭和57年に建設され23年が経過しており、施設の老朽化が進み、施設能力もかなり減退してきております。

そこで、新施設の建設に際しましては、将来のごみの量や質等の変化に対応できる焼却方法や焼却能力に加え、新設の時期も含めて防府市廃棄物処理施設建設協議会において検討を行ってまいります。

また、議員さん御指摘のごみを焼却することにより発生するエネルギーの有効利用につきましては、循環型社会形成を推し進める国の支援制度も視野に入れながら、前向きに取り組んでまいりたいと存じます。

また、先ほどの排出ガスに対する規制値についての御質問につきましては、続けて担当部長から答弁いたさせます。

副議長（今津 誠一君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） それでは、国が定めております排ガス種別ごとの基準値につきましてはの御質問にお答え申し上げます。

ただいま市長の答弁の中にもございましたように、焼却施設の排出ガスに対する規制に

つきましては、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法で定められておりまして、その数値はダイオキシン類については5ナノグラムTEQ・パー・ノルマル立米、これはごく簡単に御説明申し上げますと、ダイオキシンの中にはいろいろな毒性、つまり強い毒性を持つ物質、また非常に弱い毒性を持つ物質等が存在しておりまして、その中で一番強い毒性を1として換算した場合に、1気圧0の状態では1立方メートルの中に10億分の5グラムということでございます。

以下、ばいじんは0.15グラム・パー・ノルマル立米、窒素酸化物は250立方センチメートル・パー・ノルマル立米、塩化水素は700ミリグラム・パー・ノルマル立米と定めてございます。

また、硫黄酸化物についてはK値規制という方法で規制値が定められております。これも簡単に御説明申し上げますと、煙突の高さによって硫黄酸化物の許容排出量を定める規制方法でございます。ちなみに、防府市は4.5というふうになっております。

なお、地球の温暖化に大きく影響を及ぼす二酸化炭素につきましては、現在数字的に規制は行われておりません。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 24番。

24番（山根 祐二君） 市長の御答弁で、新設の時期も含め検討していくということでありましたので、またその内容については市民の感情に合致するものに仕上げていただきたいと思っております。

また、排出ガスにつきましても、基準値はすべて満たしているということでありましたので、設備は老朽化しているわけでありましてけれども、その基準値については毎年検査をし、基準値を満足する値にしているということでありましたので、またそのように保守点検といいますが、そういうものも怠らず続けていっていただきたいなと思っております。

廃熱利用、発電能力についても、今後検討していく上で、一つの参考としてお話しいたしますけれども、昨年岩国市がバイオマス発電事業実施に向け民間企業と調印しております。本年12月にバイオマス発電所が運転開始の予定です。使用燃料の木質チップというのがありますけれども、これは宇部の業者が公園や道路整備などで発生する土木残材や廃木材を破砕したものを有償購入するというふうになっているそうです。仮に、防府市でこのような取り組みが将来的に可能となれば、現在焼却されている廃木材が木質チップとして有効活用され、地球温暖化防止、またごみの排出量削減にも役立つことになると思っております。

今後の課題として、このような民間企業との協力等も視野に入れ、さまざまな検討をさ

れることを要望としてお願いいたします。

この項については以上です。

副議長（今津 誠一君） 次に、質問事項 2 点目の旧国鉄官舎跡地利用について、答弁を求めます。財務部長。

財務部長（中村 隆君） それでは、旧国鉄官舎跡地の利用についての御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

午前中の一般質問でもお答えしておりますとおり、遊休資産の処分につきましては、行政改革の取り組み項目にもいたしておりますとおり、公共用地として利用計画のないものにつきましては、基本的には売却処分する方針でございます。

旧国鉄官舎跡地につきましては、当面一時的に一部を貸し付けいたしております、有効活用をいたしておるところでございます。この用地につきましては、大型バス、観光バスの駐車場として整備してはどうかとお尋ねでございますが、現状のままだもバスの駐車は可能な状況でございます、現実でも折々にバスの駐車もしてある状況でございます。そういうことから、わざわざ舗装等の特別な整備をしなくても、観光バスの駐車には対応できるんじゃないかなというふうに考えております。

なお、防府駅の南側でございますが、みなとぐち駅前の部分なんです、大型バス等への対応といたしまして、都市施設としての位置づけで 3 台程度の駐車スペースを今確保いたしておるところでございますので、観光等におきましてはこのスペースを有効活用していただければと、そのように考えております。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 24 番。

24 番（山根 祐二君） きょうの午前中の答弁にもございましたとおりに、売却するということと、当初商業施設誘致という目的が難しくなったため、今後検討していくという市長さんの言葉と、それから総務部長からはまちづくりのために活用という意味を持って検討するということと、検討するということと、売却も含めてだろうと思えますけれども、そういう対象になっていることはわかりました。

先ほども申しましたけれども、もしバス駐車場として利用した場合に、防府駅まで 300 メートル、アスピラートまでは 400 メートル、再開発ビルまでは 500 メートル、天満宮までは 1,800 メートルという距離で、北回りを先ほど言いましたけども、北回りを考えてみますと、デザインプラザ経由の山頭火生家跡までが 700 メートル、天満宮までと同じく 1,800 メートル、こういう距離になります。ただ、歩いていけば、徒歩で 20 分ぐらいの距離になります。2 キロを歩いていくということで、地域活性化という

か、商店街の活性化にもつながるんじゃないかなと、天神プロムナードの方面を歩いた場合には、そういうことも考えられるんじゃないかと思います。

先ほど、観光バスの駐車場にも現在でも利用できるというお話でありましたので、ぜひともそのことをこのチャンスに情報発信していくという、観光に見学してみたいという意思も最初は特に起こると思うんです。いわば、ビジネスチャンスでありますので、そういうときにそういうバスの駐車場もあるよということを外部に発信していくというのも一つの策ではないかなと思います。

舗装などをしなくても、先で売却するということになれば、それはむだな出費になりますので、それは考えなくてもいいんじゃないかと思います。先ほど言われたように、そのままでもいいと思いますけれども、現在の民間の駐車場として若干貸しておるところもありますので、大型バスの駐車場として情報発信するためには、それなりの軽微な整備というのが必要になると思いますので、そのあたりは今後の課題として考えていただきたいなと思います。ぜひこのチャンスをとらえて、防府を観光の町としてアピールできるように、観光コースもあわせてアピールできるようにお願いしたいなということを、要望としてお願いして終わります。

副議長（今津 誠一君） 以上で24番議員の質問を終わります。

副議長（今津 誠一君） 次は16番、三原議員。

〔16番 三原 昭治君 登壇〕

16番（三原 昭治君） 新人クラブの三原です。通告に従いまして、3点について質問いたします。執行部におかれましては、誠意ある御回答をお願いいたします。

さて、防府市では行財政改革の取り組みがなされていますが、その内容の大半は見直しによる削減的なものが主体となっています。行財政改革は、ただ単に削減のみに着目するのではなく、増収可能な面にも視点を置くべきだと思います。その観点から、防府市営住宅の運営と管理について質問いたします。

まず1点目は、市営住宅の空き家状況と対応についてですが、市営住宅においては現在年4回入居募集を行い、入居受け入れを実施していますが、空き家も多く見受けられます。その状況をお聞かせください。

また、これらの空き家については、入居受け付けまでの間、放置しているということは市有財産の有効活用に欠け、大きな損失だと思います。

一方、今日の社会情勢の中で入居を希望する市民も多く、これらの対策として随時入居体制、または入居募集回数をふやすなど、対応を講ずるべきではないかと思いますが、い

かがお考えでしょうか。

次に、2点目、入居申込書の郵送受け付けの導入についてです。県営住宅は、山口県住宅供給公社が管理業務を行っていますが、平成15年度から入居方法を持参方式から郵送方式に変更いたしました。つまり、郵送受け付けを導入しております。これによって、手続事務の合理化、効率化、簡素化が図られています。また、申込者の手間も省け、大変好評とのこと。ぜひ導入すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、優先入居制度の導入についてです。

県は、高齢者、障害者、母子世帯などの方や、県営住宅に何回も申し込まれた方が入居しやすくなるように、抽せんの際に優先的な取り扱いを行っていますが、市営住宅での優先入居の取扱いはどうなっていますか、お尋ねいたします。

4点目は、入居者の共益費の取り扱いについてです。

現在、入居者の共益費の取扱いはどのようになっているのかお聞かせください。

続きまして、貞永信義さんの顕彰コーナー設置について、防府市が生んだ日本マラソン界を代表する名マラソンランナーとして活躍された貞永信義さんは、平成15年2月11日に御逝去されました。貞永さんは、昭和35年のローマ五輪出場をはじめ、国内大会、また国際舞台で健脚を誇り、74大会で完走、昭和32年別府毎日マラソン、またマラソン史上で有名なレースとして知られる昭和35年の強敵フィンランドのカルポーネをゴール直前でかわすという死闘を制し優勝した朝日国際マラソンなど、6大会で優勝という輝かしい成績と偉業をなし遂げられています。

また、引退後、鐘紡陸上部監督、山口陸上協会会長などを務め、熱血指導で多くの世界レベル選手を育成。一方、東京五輪マネージャー、またメキシコ五輪コーチとして君原健二選手の銀メダル獲得に貢献されるなど、後進の指導をはじめ、今日の日本マラソン界を築かれたと言っても決して過言ではありません。その足跡は、後世に伝え継がれるべきだと思います。

市は昨年12月、防府市陸上競技場に、18年前に市内の青年奉仕団体が寄贈した貞永さんの足型碑とともに、簡単な紹介パネル1枚を設置しました。しかし、その取扱いは他の顕彰者とは余りにも異なり、一抹の寂しさに加え疑問を感じる市民は多くいます。

貞永さんは顕彰にふさわしい人だと思いますがいかがでしょうか。また、貞永さんが御逝去された際、市長は、継続は力なり、努力が大切であることを私たちに教えていただいた、どれだけ多くの方が貞永さんに勇気と力を与えていただいたことかと、追悼のコメントをされています。そのコメントどおり、戦後間もない復興期に、市民をはじめ多くの国民に夢と希望、そして勇気を与えていただきました。その偉業の顕彰はもとより、マラソ

ンを通じて多くのことを教えていただいた貞永さんの足跡を市民に伝え継ぎ、あすの日本を代表するアスリートを目指す子どもたち、また青少年の健全育成のためにも、ぜひ貞永さんの顕彰コーナーを設置していただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

次に、市職員の喫煙について御質問いたします。

平成15年5月、多数の人が利用する公共施設などで、児童喫煙防止策の努力義務が課せられた健康増進法の施行に伴い、防府市は平成16年3月1日から本庁事務室内での全面禁煙をスタートしました。

これに伴い、市は庁内の1号館、4号館、旧消防庁舎の5号館と議会棟の4カ所に換気システムを完備した分煙室を設置し、その対策を図り効果を上げております。しかし、この分煙室は来庁の市民が対象とのことで、市職員に対しては現在4号館3階、5号館2階の2カ所に分煙室が設けられているだけで、その大半の職員は各館の出入り口を利用している状態です。

しかし、その光景は市民間で大変な悪評となっております。特に、女性からは喫煙する数人の職員の間を通りづらいなど、嫌悪感を訴える声も多く聞きます。この状況は、市長が単独市制で目指す誇り高き防府市ではなく、煙高き防府市ではないでしょうか。一方、市民用にと設置された分煙室の利用は余り見かけません。このような悪評を解消するためにも、市職員の各館出入り口での喫煙をやめ、現在市民用にと設置されている分煙室を共同利用すべきだと思います。

また、市民からもこの点について、せっかく設けられた分煙室を利用すべきではないかとの声も多くあります。さらに、共同利用によって市民と職員とのコミュニケーション効果も生まれてくるのではないかと思います。市民に不快感を与え、市のイメージダウンにつながる市職員の喫煙状況を改善すべきだと思いますが、対応へのお考えをお聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わります。

副議長（今津 誠一君） 16番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、市営住宅の運営と管理についての御質問にお答えいたします。

御質問の1点目の市営住宅の空き家状況と対応についてお答えします。

現在、防府市では2,154戸の市営住宅を管理いたしておりますが、1月末現在、198戸の空き家がございます。このうち、ストック総合活用計画等による建てかえ改良事業などのために用意された空き家を除き、それ以外の空き家住宅につきましては、入居

者の退去後、至急修繕等を行い、一日も早く入居していただくよう心がけているところでございます。

御指摘の市有財産の有効活用の観点から、空き家対策として随時募集の導入か、募集回数をふやすなどの施策を講ずるべきではとの御意見でございますが、現在、市営住宅の空き家募集を4月、7月、10月及び12月の年4回行っており、さらに県営住宅は市営住宅の募集時期と重複しないよう、年4回行われておりまして、合わせて年8回の募集が行われているところでございます。申し込み希望者のニーズには十分対応しているのではないかと考えております。

次に、2点目の入居申込書の郵送受け付けの導入についてお答えします。

議員御指摘のとおり、県営住宅の入居に関しましては、申込書のみを郵送受け付けをしており、当選後に資格審査が行われております。これによって当選者が入居資格を満たしていないことが判明する場合もございまして、トラブル発生の要因となっておりますことも事実でございます。

このことから、本市におきましては、それを防ぐ意味合いからも、申請書類すべてが整っておれば郵送での受け付けを行っておりますので、どうか御理解をいただきたいと存じます。

次に、3点目の優先入居制度の導入についてお答えします。

現在の市営住宅の申込者の状況を見ますと、母子世帯の方々や高齢単身者の方々が多数を占め、またある特定の団地を希望される方が多く見受けられ、優先入居の取り扱いは慎重に対応する必要があると考えております。

しかしながら、優先入居を希望される方々も多数あることから、どのような方法が考えられるのか、また他市の事情も踏まえて十分検討する必要もあると考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、4点目の入居者の管理費 共益費でございます の取り扱いについてお答えいたします。

共益費の考え方としては、廊下や階段などの照明灯の電気代、エレベーターなどの電気代、浄化槽等の清掃費用など、入居者の共通の利益を図るための費用でございまして、戸建て住宅であれば本来入居者が負担すべき経費でありますことから、公費の扱いとせず団地の自治会等が自主的に額を定められ、徴収し管理していただきたいと思っております。

また、このことは市営住宅設置及び管理条例の中にも入居者の費用負担義務ということで入居の際に指導しているところでありまして、御理解いただきますようお願いいたします。

残余の御質問につきましては、教育次長、総務部長より答弁いたさせます。

副議長（今津 誠一君） 16番。

16番（三原 昭治君） 先ほど私が言いました前段に、ちょっと御理解いただけなかったと思いますけど、市が4回、県が4回、だから計8回やっていますよということだったんですが、私は行財政改革の中で収益を上げる方法を考えてみたらいかがと質問したつもりだったんですが、御理解いただけませんでした。やはり随時入居というのは物理的に難しいんでしょうか。

副議長（今津 誠一君） 土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 市営住宅の方は年4回、県営住宅4回で、行革の中でそのあたり検討されないのかという御質問であったかと思えますけれども、私の方ですね、住宅、空き家になりまして修理期間等の期間も生じてくるわけでございます。そのあたりで、行革の中での検討となれば、今、市営住宅は市広報とホームページでお知らせするようにしております。

その中では、ホームページで随時空き家情報というのを流してやれば、そのあたりでの市民ニーズに対応できるのではないかと思います。市広報につきましては、一月ちょっと余り前から申し込みをしまして、募集をかけてくるわけでございますが、ホームページであれば多少の募集件数に前後は生じるかもしれませんが、そのあたりを御了承いただけるのであれば、そのあたりを少しずつでも空き家情報という形で流していけば対応できるかなと考えております……。大変失礼しました。随時に入居できないかということでございますけれども、先ほど申しましたような事情もありますので、一応年4回、他市の状況ということも余り参考になりませんが、年4回の回数で他市も対応しておりますので、そのあたりでは随時入居しますと、そのときに募集を申し込まれた方はちょうどワンチャンスでいいんでしょうが、いろいろな事情の方もいらっしゃいますので、そのあたりの公平性をするということは、3カ月に1回ぐらいが妥当だと、私の方は考えております。

副議長（今津 誠一君） 16番。

16番（三原 昭治君） 先ほど市長が「ニーズには十分こたえて対応できていると思う」という御答弁でしたが、「思う」で、「している」ではないと思いますけど。それで今部長が言われたように、他市も同様と言われましたけど、隣接の山口市は随時です。周南市も随時です。単独市制で頑張る下松市も随時です。ちょっと私が全部調べてなかったんですけど、このように他市でもできるわけなんですよ。他市でちゃんとやっていることが、どうして防府市でできないのかなと。その点どうでしょう。

副議長（今津 誠一君） はい。

土木建築部長（金子 正幸君） 今の山口市、周南市と下松市ということは、随時という、私の手元にも随時があります。下関、周南、それから萩市、長門市等は私の防府市と同じ年４回でやっております。そのあたりの随時という形のは、先ほどのホームページのこともございますが、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

副議長（今津 誠一君） １６番。

１６番（三原 昭治君） 今後検討されるということで、この点についてはこの辺でやめますが、ちなみに今ありました３市につきましては、ほとんど満室状態ということです。円滑にやられているということです。ということで、この点につきましては、前向きに御検討していただけるということで、ぜひ検討してもらって、ただ私も他市の例を出しましたけど、本来はもう他市の例を出すような時代じゃないと思います。防府市は防府市なんです。だから、防府市は防府市で頑張っていく防府市なんだから、防府市独自のものがあってもしかるべきじゃないかと私は思います。この点については質問を終わります。

次の２点目の郵送受け付けでトラブルが多いという市長の答弁でございましたけれども、県住宅課、またこの土木建築事務所に私は行ってお話を聞きましたが、大変円滑にスムーズにいらっているという御回答でありました。それどころか、入居者の応募人員もふえたということでした。ぜひ、これも行革の一環になるんじゃないかと思えます。やはり窓口業務でいろいろ対応するよりは、こういうふうな形も、今もう事例でこういうふうにスムーズにいらっているということで、私はこういうふうな措置をとるべきだと、対応していくべきだろうと思えますが、部長、いかがでしょうか。

副議長（今津 誠一君） 土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 今、郵便での受け付けの件でございますけれども、これも行革という形で言われましたけれども、県の場合は山口の住宅供給公社へはがきを送付するわけでございます。その中で、市の市営住宅につきましては、書類が整っておれば、今郵便受け付けはしておるわけでございますけれども、市民の皆様方、住宅課の方に足を運んでいただいて、その辺の申し込みをしていただくわけでございますけれども、防府市内という形でありますので、その辺の利便性から今のような方法で今後もお願いしたらなというふうに考えておりますのと、窓口に来られますと県営住宅だけじゃなくて、住宅協会の関係とか、他の公共の住居等の御相談にも乗れるということもあります。他の情報等の入手もできるということで、当面は現在のままの受付の方がベターではないかなとは考えております。

そのあたりにつきまして、郵便の申し込みだけにつきまして、私の方も県のいろいろ申込書等を見させていただいたわけですが、そのあたりは今後の一つの手法というこ

とで、視野に入れながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 16番。

16番（三原 昭治君） 今、申込書等を見られたということでしたが、見られたら、一応聞かれたらもっと具体的に中身がわかると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。この件はこれで終わります。

次の優先枠について、先ほど他市の事例等を検討しながら考えていきたいということでしたので、先ほどから県、県という言葉をおっしゃっていますが、県の場合ですが、恐らくもう御存じなのでこれは説明いたしません。かなり困っている方にはそのような対応をされていると思います。1つだけ、例えば多数、何回も応募したけど落ちたと、そういう方には4回以上落選すれば、今度は2回抽せんさせてあげますよという優遇措置もとられております。また、障害者、高齢者の方にも優遇措置がとられております。ぜひ、市の方もそういう優遇措置の対応を考えていただきたいと思います。

これはよろしいんですが、次の共益費についてですが、一戸建てだったら本来入居者が取り扱うものであると。このとおりだと私は思いますが、この共益費という、今入居者の方が自主的にやっているという形ですか、徴収はです。

副議長（今津 誠一君） 土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 共益費につきましては、先ほど市長の方から言いましたが、本来入居者が負担すべき経費、私の家でも一緒なんです、公共的な廊下や階段などの照明とか、エレベーターがついておる部分についてはその電気代と。あと、浄化槽の清掃費用というものに当たりますけれども、これは各団地で一応管理人という形のものをご設けさせていただきまして、その方が一応私どもの住居の使用料、駐車場の家賃以外のものという形で取り扱っておりますので、会計上のシステムもでございますので、そのあたりには各団地の代表者で運営させていただいております。

だから、これには自治会費等も一緒に含めて、集められて運営されているという状況でございます。

以上です。

副議長（今津 誠一君） 16番。

16番（三原 昭治君） 今、そのシステムはわかりましたが、そのシステムの中で何かトラブル等はございませんか。

副議長（今津 誠一君） 土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） システムの中でのトラブルと申しますと、家賃滞納者

とか共益費、もちろん滞納されたりするわけですが、その辺に係りまして各団地単位で運営されておりますので、そのあたりについて多少正直者ということは今申していかどうかわかりませんが、そういう方たちの身に降りかかってきているような状況ということは多少お聞きしております。

副議長（今津 誠一君） 16番。

16番（三原 昭治君） 今部長がおっしゃったように、払わない人がいて払う人がいる。その払わない人の分を払う人が払っているということですよ。大変これはだれが考えても不条理な部分だと思うんですが、どう思いますか。

副議長（今津 誠一君） 部長。

土木建築部長（金子 正幸君） そのような状況があるということはお聞きしておりますので、私どもの方は家賃の滞納者と合わせまして、前回の説明でも申し上げましたけれども、悪質滞納者につきましては提訴いたしまして、随時段階的に過去から件数を条例に近づけた形で30万円以下、12カ月以上の方を対象にしておりますので、そのあたりを周知徹底してそういうようなことも行いますので、少しずつは減ってくるだろうと考えておりますので、そのあたりで御理解賜りたいと考えております。

副議長（今津 誠一君） 16番。

16番（三原 昭治君） 私は、ある団地に行ってちょっとお聞きしたんですが、例えば大体平均月の共益費が2,000円から2,500円ぐらいということをお聞きしました。大体、二、三団地を回ってみても、ほとんどもう共益費というのはある程度固定化された数字で出てきております。

その2,500円なんですけど、これ1年払わなかったら3万円になりますよね。例えば、長期滞納者を今云々と言われましたけど、何年前ですかね。150カ月という人がいらっしやいましたね、滞納期間が。それでやると、37万5,000円になるんですよね。だから、その入っている人たちがそれを負担して払っているというのは、本当におかしな話なんですよ。

そういう話も聞いていると部長言われましたけど、市に相談しても取り扱ってもらえないという話なんですよ。その対応、どうされていますか。

副議長（今津 誠一君） 部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 家賃といいますか、住宅の使用料と駐車場につきましては、公共性のあるという形で私ども会計上整理できるわけですが、一応共益費的な、共益費、管理費につきましては、ちょっと会計上別物でありますので、市の方としてちょっとシステム上、そのあたりを扱って、先ほど言われました滞納に対してマ

イナスが出たときどうするとかこうするとかいうものを、ちょっと市の方としましてそのあたりに立ち入るべきかどうかということもありますので、ちょっと会計上のシステム、難しいんじゃないかと私の方は考えております。

副議長（今津 誠一君） 16番。

16番（三原 昭治君） これ県で去年あったことなんですけど、住宅課でお聞きしてきたんですけど、県の方の考え方は、管理者責任としてやはりそういうトラブルが発生した場合は、管理者として最善の策を一緒に考えたり、そういう場を提供したり、入居者同士が感情的になっているから、やはりそういう場を設けたりして、やはり1件ほど去年相談があった分は県が出向いていって解決しております。

私は、当然やはり家主が自分が貸している家の中で起きるものに対して、特にこの不条理に対して、やはり対応しないというのは大変おかしいと思います。

それと、これだけではないんですけど、今訴訟云々といろいろ言われましたからついでに申しますが、訴訟を起こすまでに、提訴するまでにかなり職員の方も何回も何回も足を運ばれていると思うんですよ。私もちょっといろいろお聞きしたことがあるんですけど、その間に大変怖い目に遭ったとか、そういうことはなかったですか。

副議長（今津 誠一君） 部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 私ども昨年より家賃の徴収率を伸ばそうという形で、一応各職員、技術職員も踏まえまして、家賃徴収業務の見直し等を行っております。一応、強化月間を設けまして、夜間徴収云々したわけでございますけれど、多少ちょっと怖い思いをしたという報告は受けておりますけれども、正式な手続といえますか、そのあたりに対しまして、多少の先ほど申し上げました怖い部分があったということの報告だけで、あとは一応徴収、督促、そのあたりの事務は進めております。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 16番。

16番（三原 昭治君） 今、多少は怖い目に遭ったことがあるという報告も受けているということですが、今、共益費を徴収するに当たって、市民の方も同じ目に遭っている人がいらっしゃるわけです。1年前まで今言う管理人であったと。それはやめたと。1年たってまだ言われると。顔を見るたびにおまえどうのとか、すごい言葉で言われるという状態なんですよ。

先ほどこれは新年度予算の中に、訴訟の相談費用というのがたしかあったと思うんです。470万ぐらいですかね。これは、提訴するために相談すると、明け渡し、支払いですね。そのとき、部長はこういうことをおっしゃいました、同僚議員の質問に。費用対効果より

は入居者の公平性を保つことが大切だと。その点からいきますと、今私が言った共益費の部分については、これはどうなんですか。

副議長（今津 誠一君） 部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 先ほどの提訴の方の費用に対しての費用対効果と公平性という問題でございますけれども、私ども今のこの共益費、管理費につきましては国民の別物と考えておりますので、そのあたりで先ほどの費用対効果とはちょっと対象にならないと申しますか、そういう形の整理をしております。

副議長（今津 誠一君） 16番。

16番（三原 昭治君） 国民のことであって、先ほどのものとは対象にならんとはいわれましたけど、やはり公平性を保つというのは、これ対象にならんとするのがおかしいんじゃないですか。やはり、すべてにおいて公平性を保っていくのが市の行政じゃないんですか。少し違うような、少しというか大分違うような私は気がいたします。何回言っても多分同じことの繰り返しだと思いますけど。

先ほどの怖い目にも遭っている人が、現在もいらっしゃいます。だから、やはり他市の事例、他市の事例とかよく言われるんですけど、近隣じゃなくてちょっと離れたところにもちょっと目を向けてもらって、共益費を一括して徴収されているところもあります。それで、さっき怖いという部分が出ましたけど、市長はいつも市民の安全と安心が営まれる市民生活を構築するのが責務であると。恐らく、これは安全と安心の部分ではどうも当てはまらないような気がいたします。何回も同じことの繰り返しを今やっていますので、ぜひやはり現場に足を踏み込んで、一応声を聞いて、実態を把握して、何かいい策はないかという、やはりそういう姿勢が必要なんじゃないかと私は思います。県も、やはり同じことを、さっき読みましたけど、管理者責任としてと、何もしないわけにはいきませんとはっきり言っております。

ぜひ、公正、公平、平等の観点から、あれとこれは違うのではなくて、すべての面でやはり公正、公平、平等はすべての共通する部分だと思いますので、今後ちゃんと調査をして、実態を把握して、対応策を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

副議長（今津 誠一君） 市長。

市長（松浦 正人君） ただいま三原議員の御指摘、私はごもつともだと、このように思って拝聴しております。

市営住宅に入居しておられる方々の中に、とんでもない考え違いをしている人、あるいはまたそれを平然としてうそぶいておるような者は断固許すわけにはまいりません。当然、管理者責任として私どもが厳正に対応しなくてはならない責任があると、このように私は

感じておりますので、市営住宅の管理、一連の状況につきまして、いま一度よく精査いたしまして、きちっとした対応を住宅課の方でいたさせるように努めてまいりますし、また一部の者によって強圧的なことをされたりしておられるようなまじめな市営住宅の入居の方がおられるとしたならば、これは大変お気の毒なことでございますので、実情をつぶさに調査したいと考えておりますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

副議長（今津 誠一君） では、次の貞永信義さんの顕彰について、教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） それでは、貞永信義さんの顕彰についてお答え申し上げます。

故貞永信義氏は、平成15年7月に74歳の生涯を終えられるまで、日本を代表するマラソンランナーとして、オリンピック出場をはじめ数々の大会で優勝経験を持っておられます。

また、指導者としても名門鐘紡陸上競技部を率いて、全日本実業団駅伝大会をはじめ、数々の駅伝大会でチームを優勝に導かれるとともに、伊藤国光現監督や数多くの名ランナーを育成されたその業績は極めて大きいものがあると思っております。

このように、貞永氏は郷土防府が誇れるスポーツマンであると同時に、防府読売マラソンの大会会長として大会の発展に大きな貢献をなされました。現在、業績を顕彰するものとして、昭和62年防府レオクラブから、貞永氏の足型をかたどったレリーフを御寄贈いただき、陸上競技場エントランスに設置いたしております。また、教育委員会では貞永氏の業績と遺影をパネルにして、同じ陸上競技場エントランスに紹介させていただいております。

昭和45年から開催しております防府読売マラソン大会では、優秀新人に貞永杯を贈り、同氏の偉業が後世に伝わるよう努めておるところでございます。

さらに、右田地区社会福祉協議会が開催していた貞永杯ロードレース大会を平成10年から市内一周駅伝競走大会中学校の部として移管を受け、今日に至っております。

貞永氏の業績が市民やスポーツを志す児童・生徒たちに伝わるように、防府読売マラソン大会の発着点である陸上競技場内に御遺族の御承諾を得ながら、業績をあらわす写真、遺品等を展示することで、さらなる顕彰ができるよう検討したいと、このように思っております。

副議長（今津 誠一君） 16番。

16番（三原 昭治君） 前向きな御答弁、ありがとうございます。

ちなみに、今遺品等と言われましたけど、貞永さんの奥さんは大変、人のいい方で、人がくださいと言えば次から次へ渡しているらしいんですよ。できるだけ早くそのコーナー

を設置してもらわないと、何もなくなったということも考えられます。ぜひ早急に、やはりお願いしたいと思います。

それと、ちなみにきょう同僚議員から午前中、国体の話が出ましたけど、皆さん当然もう御存じだと思いますけど、48年ぶりに行われるんですけど、そのときの聖火ランナーも務められております。恐らく、やはりこういうことはちゃんと伝承していかなければいけないし、ちなみに私小学生、中学生15人に聞いて歩きました。だれも知りません。ましてや、高校の陸上部の生徒にも聞きました。知りませんでした。

やはり、ちゃんと早く顕彰して、ふるさとの歴史の勉強もやっているということでしたので、ぜひ取り入れてお願いしたいと思います。

ありがとうございます。この項を終わります。

副議長（今津 誠一君） 続いて、質問事項3点目の市職員の喫煙について、総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、市職員の喫煙につきましてお答えいたします。

現在本庁事務室内における分煙化の実施に伴い、設置しております分煙室のうち、1号館1階、4号館の1階の分煙室につきましては、スペースの関係もあり職員の勤務時間中の利用は自粛しているところでございます。

議員さん御指摘のとおり、確かに庁舎の出入り口での喫煙につきましては、評判のよいものではありません。議員さんの御提案の趣旨等を踏まえまして、市職員の分煙室の利用等について、今後さらに工夫、検討していきたいと思っております。

副議長（今津 誠一君） 16番。

16番（三原 昭治君） ちょっと誤解があるといけませんので、一言つけ加えておきますが、私は職員の方が吸っちゃいけないとかいう意味じゃありません。吸われて結構だと思います。これは、体の害になるとかならんとかというのは個人の問題であって、これは大いに吸っていただきたいと。そのことによって、市のたばこ税は7億円を超すという収入を得ております。

本当に、この今私の壇上での言葉には出しませんでしたが、正直に言いまして本当にみっともないという人が物すごくおるんですよ。だからぜひゆっくり吸って、元気にまた仕事ができるように、ちゃんとやはり確保するなり共同で使うなり、ここの議会棟もそうですけど、いろいろ職員さんの方と一緒に喫煙されております。そこでは、いろいろな例えば公式の場ではない、その他の場もたくさん出てきます。大変勉強になることもあります。ぜひ、職員さん向けの分煙室をつくるなり、共同で利用するなり、やはり対応していただきたいということで、ぜひよろしく願いいたします。

副議長（今津 誠一君） 以上で、16番議員の質問を終わります。

副議長（今津 誠一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（今津 誠一君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後 2時56分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年3月9日

防府市議会 議長 久保 玄 爾

防府市議会副議長 今津 誠 一

防府市議会 議員 河村 龍 夫

防府市議会 議員 大村 崇 治